

「2・13合意」後の平和体制樹立問題 —北朝鮮の認識における当事者論と手続論—

倉田秀也（防衛大学校）

1. 問題の所在——「2・13合意」と「平和プロセス」

6者会談は、北朝鮮を核放棄に導く上で、冷戦終結後に北朝鮮が韓国と国際社会との間で交わしているながら履行されていない合意を、多国間協議の力学で履行させる触媒の機能を胚胎している。実際、6者会談初の合意文書である「共同声明」（2005年9月19日採択）では、北朝鮮が「全ての核兵器および既存の核計画」の放棄を約したのに対し、米国が北朝鮮に「核兵器または通常兵器による攻撃、または侵略を行う意図を有しない」との「安全の保証」を与える一方、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」（1991年12月31日採択、1992年2月19日発効）などの2国（者）間合意文書のいくつかに言及し、その意義を再確認していた。ただし、「共同声明」が言及していない合意文書として、「南北間の和解・不可侵、交流、協力に関する合意書」（1991年12月13日採択、1992年2月19日発効、以下、「南北基本合意書」と略記）を指摘しておかなければならない。

「南北基本合意書」は、朝鮮半島の分断を平和的に管理する上で韓国側が求めた要件の殆どを網羅していた。その第5条では「南と北は現在の軍事停戦体制を南北間の平和体制に転換させるため共同で努力し、かかる平和体制が成就されるまで現軍事停戦協定を遵守する」と約されており、南北間で平和体制を樹立する合意を盛り込んでいた。また、「南北基本合意書」は相互不可侵について数々の軍事的信頼醸成措置と通常兵力の削減を謳ったほか、その第11条で陸上の軍事境界線について、「南と北の不可侵境界線と区域は1953年7月27日の軍事停戦に関する協定に規定された軍事境界線とこれまで双方が管轄してきた区域とする」とし、付属議定書第10条は海上の軍事境界線について、「南と北の海上不可侵境界線は今後引き続き協議する。海上不可侵区域は海上不可侵境界線が確定されるまでこれまで管轄してきた区域とする」としていた。ここでは明言はされていないものの、韓国は「これまで管轄してきた区域」は、軍事停戦協定の署名後、国連軍最高司令官が宣布した北方限界線（Northern Limit Line：NLL）の南方と解釈していた。この文言による限り、NLLは協議によっては変わりうるが、「南北基本合意書」は少なくとも韓国にとって、NLLが暫定的な海上軍事境界線であることを明文化した文書であった¹。

さらに、6者会談「共同声明」は、「直接の当事者は適当な別の話合いの場で朝鮮半島の恒久的

平和体制を協議する」との合意にも言及していた。「適当な別の話合いの場」が、かつて平和体制樹立のためジュネーヴでもたれた4者会談（韓国・北朝鮮・米国・中国）を指すとすれば、6者会談は過去の2国（者）間合意文書だけではなく、過去に実現した多国間協議を再開させる触媒の機能をもっていることになるが、4者会談が中断したのも「南北基本合意書」に関連していた。北朝鮮は「第1次核危機」渦中の1994年4月28日、「南北基本合意書」の第5条に反して「新しい平和保障体系」（以下、「新平和保障体系」と略記）の下に米朝平和協定を提案し、同年5月24日には米軍との軍事接触のために朝鮮人民軍板門店代表部を一方的に設置していた。しかし、北朝鮮は4者会談の場でも「新平和保障体系」に固執し、「南北基本合意書」の再確認を求め、南北平和協定を主張する韓国、米国、中国と合意をみることなく、中断されたまま再開の兆しはみられなかった。しかも北朝鮮は、その間NLLを越境して1999年に韓国海軍と「第1次延坪海戦」を展開したとの受け、2000年3月には「西海5島」よりも南方に「海上軍事境界線」を引き、白翎島など3島（第1水路）、延坪島など2島（第2水路）の指定水路のみの往来を認めると主張する「西海5島通行秩序」を発表し、2002年には韓国海軍側にも死傷者を生む「第2次延坪海戦」を展開した。北朝鮮が6者会談で「南北基本合意書」をあえて再確認しなかったのは、「新平和保障体系」を主張し続け、NLLの「虚構性」を軍事力で誇示する余地を残そうとする意図からでもあった²。

したがって、「適当な別の話合いの場」が奏功し、韓国がNLLを海上軍事境界線として北朝鮮と協議するには、北朝鮮が6者会談の合意に従って「非核化」の具体的措置をとりながら、「南北基本合意書」を再確認することが要件となる。6者会談が発足して間もなく、盧武鉉政権が固有の安保環境に配慮する地域的取り決めに着手すべきとする「包括的アプローチ」を主張し、その中でも「南北基本合意書」の意義を強調したのもそのためであった。盧武鉉政権が「包括的アプローチ」を強調したのは、米朝2国間関係を主軸に推移し、6者会談に埋没しがちな立場から脱却できるとの判断もあったろうが、それは6者会談の進展を模索していたブッシュ（George W. Bush Jr.）政権とも共有されていった。ゼリコウ（Philip D. Zelikow）国務省顧問は2005年春から、北朝鮮を核放棄に導くため、その「安保上の懸念」に配慮する措置として平和体制樹立を構想していたという。したがって、「共同声明」は、米韓両国が「包括的アプローチ」を共有することで生まれたといっても過言ではない。かくして、「共同声明」後初めてもたれた米韓首脳会談では、米韓「共同の包括的アプローチ」をとることに合意するに至ったのである³。

もとより、「共同声明」は履行されなかったばかりか、北朝鮮は2006年10月9日に核実験を強行した。これに対して国連安保理は決議第1718号（S/1718）を採択し、経済制裁を決定したが、そこには6者会談の早期再開が謳われ、米国もまた6者会談を再開することで北朝鮮の核兵器能

力を制御し、北朝鮮の「核保有」の現状から逆算する形で核放棄に導こうとした。その過程で北朝鮮は米国に「安全の保証」を求めたであろうが、「共同声明」にある「核兵器または通常兵器による攻撃、または侵略を行う意図を有しない」との「安全の保証」は北朝鮮の核放棄の誓約と条件関係にあり、北朝鮮が核放棄の誓約から逆行している以上、米国は「共同声明」と同様の「安全の保証」を与えることはできなかった。核実験を強行した北朝鮮に対する残された「安全の保証」こそ、平和体制の樹立であった。北朝鮮の核実験後にハノイで開かれたアジア太平洋経済力（Asia-Pacific Economic Cooperation : APEC）首脳会談で、ブッシュ大統領自ら、盧武鉉と胡錦濤・中国国家主席に対して平和体制樹立の問題を提起し、軍事停戦協定に関連する国々の間で朝鮮戦争の終結を宣言するという措置を検討することでほぼ合意をみた⁴。

核実験後に再開された6者会談は、第5回会談第3セッション（2007年2月8日～13日）で「共同声明実施のための初期段階措置」（2007年2月13日採択、以下、「2・13合意」）⁵としてまとめ、北朝鮮はそこで段階的な核放棄の「第1段階」として寧辺の核施設を「閉鎖・封印」することに合意し、米国は北朝鮮をテロ支援国リストから除外し、敵国通商法の適用を終了することを約した。また、米国はこの文書で、核実験を強行した北朝鮮に対して「共同声明」と同様の「安全の保証」を与えることはできなかった反面、平和体制の樹立について「共同声明」と同一の文言を用いて、「適当な別の話合いの場」で討議することに合意した。ここで、平和体制の樹立は、北朝鮮に与える地域固有の「安全の保証」になりうるということが再確認されたといつてよい。

ただし、これは6者会談で平和体制樹立の当事者について合意がみられたことを意味したわけではなく、北朝鮮が「新平和保障体系」を断念したわけでもなかった。したがって、「2・13合意」以降、6者会談が北朝鮮の核放棄のための措置を段階的にとるに従って、韓国は「適当な別の話合いの場」で確固たる発言力を持ち、北朝鮮を南北間の平和協定に誘導する必要があった。とりわけ、6者会談米国側首席代表のヒル（Christopher R. Hill）国務次官補は、朝鮮戦争開戦記念日の6月25日、「2・13合意」の「第1段階」に続く「第2段階」の措置について北朝鮮と合意する必要性を強調しつつ、「平和プロセス」を開始することへの期待感を表明していた。ヒルのいう「平和プロセス」とは「適当な別の話合いの場」を指すが⁶、そこに韓国が発言力をもつには、米中両国にそれを訴えるだけでなく、北朝鮮との間で何らかの合意を得る必要があった。この年の10月に実現した金正日と盧武鉉との間の南北首脳会談は、このような文脈からも理解されなければならない。

本稿は、北朝鮮が求める軍事停戦協定の平和協定への提案は、黄海の海上軍事境界線を設定する問題と表裏一体の関係にあるとの前提に立っている。これは、朝鮮戦争の戦後処理が国連軍司令部最高司令官によって引かれたNLLを含む以上、当然といつてよい。したがって、北朝鮮のNLL

越境とそれに伴う南北間の銃撃戦も、北朝鮮が米国を黄海の海上軍事境界線を画定する取り決めに誘導する軍事行動であると考え。以下、このような認識に立ち、「2・13 合意」後、2007 年 10 月の南北首脳会談、さらに米韓両国における政権交代を経て、北朝鮮が平和体制樹立の当事者をいかに認識し、平和体制樹立のための手続をいかに考えていたかについて、その概略を述べてみる。

2. 安保理制裁の中の軍事会談提案——朝鮮人民軍板門店代表部代表談話

(1) 変則的米朝軍事会談の提案——「国連代表」参加の二つの意図

「2・13 合意」後、北朝鮮が平和体制樹立問題についての立場を明らかにしたものとして、2007 年 7 月 13 日、朝鮮人民軍板門店代表部代表が発表した談話を挙げておかなければならない⁷。もとより、この談話が朝鮮人民軍板門店代表部代表によるものであり、その中でも「新平和保障体系」にも言及している以上、それが米朝関係を主軸とする平和体制の樹立を念頭に置いていたことは明らかであった。とりわけ、その直前、ヒルが日本人記者団との会見で自らが提案した「平和プロセス」を「(2007 年) 年内に始める必要がある」(括弧内は引用者)⁸と述べ、ヴァーシュボウ (Alexander Vershbow) 駐韓米大使も、「平和プロセス」には、その前年の APEC 首脳会談で議論されてきた「朝鮮戦争終結宣言」に加え、南北間の平和体制樹立を誓約した「南北基本合意書」の履行などが含まれるべきとの認識を明らかにしていた⁹。これらを考えるとき、この談話は、平和体制を韓国、北朝鮮、米国、中国の多国間協議で樹立しようとする「平和プロセス」に対抗し、それを米朝主軸に転換しようとする意図から発せられたと考えてよい。

北朝鮮が米国に対して軍事会談を求めたのは、これが最初ではない。そもそも、朝鮮人民軍板門店代表部それ自体、北朝鮮が「新平和保障体系」を主張する過程で、軍事停戦委員会に代わる米軍との軍事接触のために設けられた機関であった。その他、振り返ってみても、1996 年 2 月に朝鮮人民軍板門店代表部が板門店の安全管理のために米朝「暫定協定」を主張しつつ、「朝米軍事共同機構」の設立を訴えたことがある。また、米朝 2 国間の排他的な軍事会談ではないが、朝鮮人民軍板門店代表部は 98 年 10 月の将官級軍事会談で、軍事停戦委員会に代替する機構として「朝米軍事共同機構」に韓国軍を加えた「3 軍共同委員会」を提案した経緯もある¹⁰。

このような過去の提案と比較するとき、朝鮮人民軍板門店代表部代表談話は、1996 年 2 月に提案された「朝米軍事共同機構」と同様、米朝間の排他的軍事接触を念頭に置き、「3 軍共同委員会」とは異なり、韓国軍を排除している。しかし、この談話がそれ以前の提案と最も異なるのは、米朝間の軍事会談に「国連代表」の参加を促したところにある。この談話は「朝鮮半島に今日のような複雑かつ重大な事態が生じて解消されないのは、米国の執拗な対朝鮮敵視政策とともに、こ

れを積極的に庇護、同調している国連安保理の卑屈な行動とも関連する」とした上で、「国連安保理が朝鮮の統一に反対し、分裂を追求する米国の敵視政策に歴史的に共謀、結託してきたというのは世界が知っている厳然たる事実である」と述べ、「国連代表とともに参加する朝米軍部間の会談」を提案したのである。

改めて指摘するまでもなく、北朝鮮が国連の「不当性」を主張する多くの場合、国連軍司令部の解体を意味していた。実際、この談話も「国連安保理はすでに20世紀の50年代に米国の対朝鮮武力侵攻と不法な南朝鮮占領を隠蔽するよう国連の旗を提供し、米国は今もその旗を名分にし、わが人民に対するあらゆる犯罪行為を働いている」と述べていた。また、『労働新聞』はこの年の朝鮮戦争開戦記念日に、「国連軍が一方的に宣布したNLL」の「不当性」を訴える軍事論評員の論評を掲載したが、それは軍事停戦協定第2条13項(B)を引用しつつ、「朝鮮西海(黄海を指す)の黄海道と京畿道の道境界線の北方と西方にある全ての島で、白翎島、大青島、小青島、延坪島など5つの島は『国連軍』側の軍事統制下に置くが、その他全ての島と水域はわが方の軍事統制下に置くという内容が明らかにされている」(括弧内は引用者)とし、「西海5島」の周辺水域が北朝鮮側の軍事統制下にあるとの従来の立場を繰り返していた¹¹。この談話は、国連軍司令部を解体し、そこから多国籍軍の司令部の性格を剥奪することで、あるべき平和協定が米朝間で結ばれるべきものであることを正当化しようとしたと考えてよい。

他方この時期、2006年10月の北朝鮮による核実験に対して、国連は安保理決議第1718号を採択し、加盟国に対し大量破壊兵器およびミサイルに関連する物資の禁輸を決定していた。談話はこれに関連して、「国連安保理が米国の核脅威に対処してやむなく自衛的措置をとらざるをえなかったわが国に対して、逆に制裁措置をとりながら、われわれに対する米国の卑劣な圧力騒動に積極的に合流したのは、わが人民を極度に憤激させている」と述べていた。この談話が国連安保理を「米国の執拗な対朝鮮敵視政策とともに、これを積極的に庇護、同調している」と批判し、国連安保理よりも米国を上位に位置づけていることをみても、米朝軍事会談を通じて米国を「新平和保障体系」に導き、安保理決議1718号の「不当性」を「国連代表」に追認させることで、その撤回を求めたのであろう。

(2) 韓国の当事者領域と条件——米朝・対南軍事会談の主従関係

このように、この談話は米韓両国の意図に反して、米朝間の軍事会談を通じて米朝平和協定の締結を念頭に置いたものであった。ところが、1998年10月の将官級軍事会談で朝鮮人民軍板門店代表部が黄海上の武力衝突の再発防止について提案した「3軍共同委員会」は、軍事停戦協定をさらに形骸化する恐れから国連軍側によって拒絶されたものの、将官級軍事会談は04年以降、

南北将官級軍事会談として南北軍事当局者間の協議体となり、断続的とはいえ継続していた。したがって、韓国軍は少なくとも、黄海上の武力衝突の再発防止について朝鮮人民軍と対等の発言力を有していた。実際、朝鮮人民軍板門店代表部代表談話が発表された後も、「朝鮮西海海上で衝突を防止し、共同漁撈を実現するための軍事的対策について」を議題として第6回南北将官級軍事会談（2007年7月24日～26日）が開かれていた¹²。

さらに、先に引いた軍事論評員の論評でも繰り返されたように、北朝鮮がNLLの「虚構性」を訴え、「西海5島」以外の水域が北朝鮮側の軍事統制下であると主張する根拠は、軍事停戦協定第2条第13項（B）にあった。したがって、北朝鮮がNLLの「虚構性」の主張に韓国を同調させるには、韓国にも軍事停戦協定の遵守を訴えなければならなかった。この点について上の軍事論評員による論評も、「南朝鮮当局は停戦協定の調印当事者ではないが、戦争参加者として当然、この協定を徹底的に遵守し、履行しなければならない」と述べ、「戦争参加者」として韓国軍が果たすべき領域も認めていた。

第6回南北将官級軍事会談は、次回会談の日程も決められないまま閉会したが、興味深いことに、朝鮮人民軍側代表の金英哲中将は「わが方は南側が真に北南将領級軍事会談（南北将官級軍事会談を指す）を貴重なものと看做し、上程された問題討議を進展させようとするのなら、まず朝鮮半島平和体制樹立の『当事者』であると述べるだけではなく、当事者としての姿をみせなければならない」（傍点、括弧内は引用者）と述べたという。それ以前の南北将官級軍事会談を振り返ってみても、朝鮮人民軍側からこの種の発言が行われたことはなく、この記事が当事者を括弧で括っているように、韓国を無条件で平和体制樹立の当事者と認めたわけではなかった。金英哲がここで、NLLに拘泥する韓国軍側を「時代的潮流に関係なく旧態依然たる冷戦的思考に囚われ」としていることからもみても、韓国が平和体制樹立の「当事者」になるには、NLLを黄海上の有効な軍事境界線とする姿勢を改めることが条件となる。

したがって、北朝鮮は黄海上の武力衝突の再発防止において韓国軍の発言力を認める一方で、朝鮮人民軍板門店代表部は、韓国軍を排除する米朝間の軍事会談を求め、その延長線上に米朝平和協定を考えていたことになる。これはかつての「3軍共同委員会」提案がそうであったように、北朝鮮は平和体制樹立問題の軍事的領域において、南北間の軍事会談はあるべき米朝間の軍事会談に従属するものと捉えていたことを意味する。さらに、北朝鮮が「新平和保障体系」を提案して以来、公式に南北間の平和協定を提案したことはなく、平和協定締結という制度的領域で韓国を当事者として認めたことはなかった。金英哲は第6回南北将官級軍事会談で、韓国側に「朝鮮半島平和体制樹立の『当事者』であると述べるだけではなく、当事者としての姿をみせなければならない」として、NLLを黄海上の有効な軍事境界線とする姿勢を改めることを要求していたが、

これを字義通り解釈すると、韓国がその立場を改めれば、平和体制樹立問題で軍事的領域だけではなく、制度的領域でも当事者となりうることになる。また、金英哲はそこで「南北対話をさらに高い段階に跳躍させようとすれば、『新しい服』に着替えなければならないと騒ぎ立てるのではなく、対決の古い服を一日も早く脱ぎ捨てなければならない」と述べたという。盧武鉉政権が北朝鮮側と南北首脳会談ための秘密接触を始めたのはこの年の7月下旬であったというが¹³、北朝鮮は南北将官級軍事会談という場で、南北首脳会談を機に盧武鉉政権がNLLについての従来の立場を変えることを求めたのかもしれない。

3. 「10・3合意」と「10・4宣言」——二つの当事者論とNLL

(1) 「平和プロセス」と「10・3合意」——「非核化」プロセスと宣言的措置の前後関係

盧武鉉が金正日との首脳会談を望む発言はそれ以前からあったが、北朝鮮との秘密接触をこの時期に始めたのは、核実験以降、ブッシュ政権が米韓「共同の包括的アプローチ」の下、平和体制の樹立を北朝鮮に対する「安全の保証」として扱う姿勢をみせたことが大きく作用している。さらに、ヒルが「平和プロセス」を2007年内に開始することを発表したことに加え、北朝鮮が米朝平和協定を念頭に置く朝鮮人民軍板門店代表部代表談話を発表する中、韓国が「平和プロセス」を南北主導に転換しようとする意図があったことは想像に難くない。かくして2007年8月5日、朝鮮労働党統一戦線部部長の金養建と国家情報院院長の金萬福が、南北首脳会談を同年8月28日から30日に平壤で開催することに合意したことを発表した¹⁴。盧武鉉が南北首脳会談を機に、それまで6者会談「共同声明」と「2・13合意」に言及された平和体制樹立のための「適当な別の話合いの場」が、最終的に南北平和協定に帰着することにつき、金正日から言質を得ようとしても不思議ではない。青瓦台代弁人も、南北首脳会談が「南北間合意の基礎の上に進行するのが望ましい」とし、北朝鮮が南北間の平和体制樹立に合意した「南北基本合意書」に言及していた¹⁵。

ヒルが「平和プロセス」と呼んだように、平和体制の樹立が長期的プロセスである以上、その当事者を確認した上でプロセスの起点を定めなければならない。核実験後の2006年11月、ハノイでのAPEC首脳会談でブッシュが韓中両首脳に提議した「朝鮮戦争終結宣言」は「平和プロセス」の起点となりうる宣言的措置であった¹⁶。「朝鮮戦争終結宣言」は、南北首脳会談の開催合意の発表を受け、シドニーで開かれたAPEC首脳会談でも議論されたが、それを最も積極的に主張したのは盧武鉉であった。青瓦台によれば、米韓両首脳は6者会談と南北対話を相互補完的に推進し、「非核化が韓半島の平和体制交渉を開始するに必要」とする見解を共有したという¹⁷。盧武鉉は「2・13合意」にも平和体制樹立のための「適当な別の話合いの場」が言及されている以上、北朝鮮が「2・13合意」に従って「非核化」のプロセスが最終的に核解体に帰着するのと並行して、

「朝鮮戦争終結宣言」を起点として「平和プロセス」が始動し、最終的には南北平和協定の締結に帰着するものと考えたであろう。盧武鉉は南北首脳会談では「(平和) 宣言もありえ、協商は終戦(宣言) から平和体制に至る一連の協商過程」(括弧内は引用者)¹⁸と述べたが、その「協商過程」は「2・13 合意」による「非核化」プロセスと同時並行するものと考えられた。

ただし、ブッシュがこの盧武鉉の認識を共有していたとは限らない。確かに、ブッシュはシドニーでの盧武鉉との会見で、「金正日次第」で平和協定に署名できるとまで述べたが、そのためには金正日が「検証可能な方法で彼の核兵器を除去しなければならない」との立場を強調していた。またゼリコウによれば、ライス(Condoleezza Rice) 国務長官は「2・13 合意」を受け、北朝鮮による非核化の措置に対して、他の6国会談構成国が集団的にとるべき措置に「朝鮮戦争に関する未解決の問題」を挙げていた。ただしライスは、北朝鮮がとる措置と他の6国会談構成国がとる措置が同時並行するとは考えていなかった。ライスの構想では、他の6国会談の構成国がとるべき措置は、まず北朝鮮が国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: IAEA) の監視を受け入れるなど、核放棄の「前例のない確約」を行い、核実験の実施を相殺するような措置をとることに対応するものと考えられていた¹⁹。ライスの構想は、シドニーで盧武鉉と会見したブッシュにも伝えられていたであろう。

確かに、「2・13 合意」で北朝鮮の核放棄の手法の多くが米朝間の相互作用に依拠していた以上、「非核化」のプロセスが米朝主軸で展開することは避けられなかったとはいえ、盧武鉉が「平和プロセス」を南北主導に転換する意図から南北首脳会談を提起する中、米国は米朝主軸の「非核化」のプロセスを先行させつつ、南北主導の「平和プロセス」を描かなければならなかった。北朝鮮がそのわずか数ヶ月前、米朝軍事協議に加える「国連代表」を入る朝鮮人民軍板門店代表部代表談話を発表し、米朝主軸に「平和プロセス」を展開する求めていたことを考えると、それがいかに困難であったかは改めて指摘するまでもない。

かくして、第6回会談第2セッション(2007年9月27日～30日)の終了後、米朝双方の見解を中国が調整する形で、「共同声明実施のための第2段階措置」(2007年10月3日採択、以下「10・3 合意」)²⁰がまとめられ、核施設の「無能力化」についての原則に合意をみた。「10・3 合意」では、2007年末までに寧辺の5MW 実験炉、再処理工場(放射化学研究所)、核燃料棒製造施設の3施設について「無能力化」を目指すとされ、その方法論については、専門家グループによって推薦され「6者全てが受入れ可能」であり、「科学的、安全、検証可能かつ国際的基準と整合的である」との原則も確認された。ヒルが2007年内に「平和プロセス」を始動することを考えていたことは上述の通りであるが、「10・3 合意」に従って核施設の「無能力化」が終了する2007年末には、そのプロセスは始まっていなければならないことになる。

もとより、「無能力化」を2007年末まで完了させることがいかに困難かは、米国にも十分認識されていた。しかも、「10・3合意」では「無能力化」と同様、北朝鮮が2007年末までに「全ての核計画の完全かつ正確な（complete and correct）申告」を行うことに合意した。いうまでもなく、今次核危機をもたらした直接の契機は、北朝鮮が高濃縮ウラン（Highly Enriched Uranium：HEU）計画をもつとする疑惑であり、北朝鮮が行うべき申告に「完全かつ正確な」との一文が冠されたのは、そこにHEU計画が含まれなければならないとする米国の意志を示していた。しかし、北朝鮮は6者会談でこれを米国による「捏造」としてそれを認めたことはなく、2007年末に北朝鮮がHEU計画を含む「全ての核計画の完全かつ正確な申告」を行うとは考えにくかった。「10・3合意」は「2・13合意」と同様、米国がテロ支援国リストからの北朝鮮への除外と敵国通商法の北朝鮮への適用終了にも言及され、この文書が扱う「第2段階」でこれらの措置をとることが確認されたが、米国は「10・3合意」に盛り込まれた措置を米朝関係の改善と連動させることで、北朝鮮がそれらを履行することを促したとあってよい。「10・3合意」で、核施設の「無能力化」は「他の5者の要請」によるとされていたものの、米国がそれを主導し、財政的負担も負うことも明記されていたのである。

(2) 「非核化」プロセスと宣言措置の当事者論——「3者もしくは4者」の首脳会談

当初、2007年8月末に予定された南北首脳会談は、その夏に北朝鮮を襲った水害のため10月に延期され、結果的に「10・3合意」の成立を待つ形になったが、それは北朝鮮が米朝関係の改善を前提として南北首脳会談に臨む盧武鉉に譲歩を強いる上で有利な環境を設定した。金正日は「10・3合意」に至った米朝関係の改善を背景に、盧武鉉に対してNLLの撤廃を含む原則的な主張を行うことを考えたに違いない。

他方、盧武鉉は南北首脳会談が結果的に第6回会談第2セッションの後に行われることになったことで、6者会談に南北当事者関係が埋没してはならず、そのためにも会談の主たる議題は平和体制樹立問題であるべきとの認識を深めていた。会談の直前、南北首脳会談では「韓半島の平和定着を最も優先的な議題」とし、その論議を通じて「軍事的信頼構築と平和協定ひいては軍備縮小のような問題」²¹を扱うことができると明らかにし、ソウル出発に際しては、平和体制の樹立が国際的な枠組みを必要することを指摘しながらも、南北間の合意がその「中核」となると述べていた²²。しかし、南北首脳会談で南北主導の「平和プロセス」を始動することに同意することは、北朝鮮にとってはそのわずか数カ月に発表した朝鮮人民軍板門店代表部代表談話を自ら否定することに等しかった。

かくして、金正日と盧武鉉が南北首脳会談を終えて「北南（南北）関係と平和繁栄のための共

同宣言」（以下、「10・4宣言」）²³が発表された。興味深いことに「10・4宣言」はその第3項目で、「終戦を宣言する問題を推進するために協力していくこと」を謳い、金正日がそれまで議論されてきた「朝鮮戦争終結宣言」を肯定的に受け入れたことが示唆された。後に盧武鉉は、金正日との間で平和体制樹立について「南北が主導して直接関連する当事国間の平和体制に関する協議を行」うことに原則合意し、「それまで韓米間で議論されてきた終戦宣言の方案については具体的な関心を表明した」²⁴という。それまでの「朝鮮戦争終結宣言」に関する議論がそうであったように、その宣言的措置は北朝鮮の核放棄に至る「平和プロセス」の起点にならなければならなかった。

「平和プロセス」と「非核化」プロセスの二つの前後関係について、盧武鉉は「片方だけを進めることはできない。同時並行のための手続きが必要」と述べた上で、北朝鮮の「核放棄を進展させるため、また平和条約の締結を促すため（中略）共同宣言を行い、明確な里程標をつくる必要がある」²⁵と述べた。この認識によれば、宣言的措置が奏功すれば、朝鮮戦争終結のための行動をとらなければならない。そこには軍事停戦委員会の閉鎖、国連軍司令部の解体などが含まれようが、それに対して北朝鮮は核放棄のための措置をとらなければならない。これらのプロセスが6者会談と不可分の関係にある以上、北朝鮮が「核解体」のためにとる措置は、「第2段階」の「無能力化」の措置に続く、「第3段階」でとられる「核解体」の措置とも符合することになる。

ブッシュ政権は「10・4宣言」が平和体制の樹立を中心に纏められたことを自体を排撃したわけではなかったが、その関心は「10・3合意」との関連に向けられていた。「10・4宣言」を受けて、ホワイトハウス報道官はこれを歓迎する意向を示したが、「もし6者会談のプロセスの最終段階で非核化された（朝鮮）半島が実現」（括弧内は引用者）し、平和協定への署名が朝鮮半島の非核化をもたらすという方向で努力すると述べ、北朝鮮が核放棄のための具体的行動をとる必要に触れた²⁶。また、「朝鮮戦争終結宣言」についても、ホワイトハウス報道官はそれが「北朝鮮の行動次第」であることを強調した²⁷。米国が「非核化」プロセスの先行を強調するなか、ヒルが構想した「平和プロセス」が2007年内に始動することは困難となっていた。

また、「10・4宣言」の「朝鮮戦争終結宣言」に関するこの一文は、その当事者についても論争と呼ぶことになった。というのは、この一文は「朝鮮戦争終結宣言」は「朝鮮半島地域」で行われるとしながらも、それは「直接関連する3者または4者の首脳」によると記されていたからである。ただし、「3者もしくは4者」の構成について、南北間で統一された見解が示されたことはなかった。盧武鉉は「3者もしくは4者」による首脳会談が、金正日の発案であったことを明らかにしたが²⁸、6者会談「共同声明」と「2・13合意」で事実上の了解がみられたように、「4者」が軍事停戦協定に関連する北朝鮮、韓国、米国、中国を指すとすれば、「3者」はその「4者」のう

ちのいずれかを除外することになる。

最高人民会議常任委員会委員長の金永南は、「3者」について「明らかにすることはできない」²⁹と述べたが、「10・4宣言」が南北首脳会談の合意文書である以上、南北当事者のいずれかが「3者」から排除されるとは考えにくく、また同時に、米国を排除した平和体制樹立もありえなかった。そうだとすれば、「4者」から外れるのは中国とならざるをえない。少なくともそれまでの議論による限り、「朝鮮戦争終結宣言」は「4者」によるべきであろうが、たとえそれが中国を排する「3者」であっても、韓国がそこから外れることはない。事実、南北首脳会談に同行した金萬福は、「北韓（北朝鮮を指す）がわれわれ（韓国を指す）を終戦宣言の当事者として公式に認め」（括弧内は引用者）たとし、「3者」が「南北米中」の「4者」のうち、中国を除外するものとの認識を示していた³⁰。「10・4宣言」の後、中国が軍事停戦協定の事実上の署名国でありながら、この問題で副次的な地位しか与えられていないとして不快感を示したのもこれを反証している³¹。金永南が「3者」の構成について明言を避けたのも、中国が平和体制樹立問題への関与を望んでいることを知悉しながら、「3者」が中国を排除することを明らかにすることで、中国からの反発を避けようとしたからであろう。

しかし、そうであったとしても、「共同声明」と「2・13合意」に言及された「適当な別の話し合いの場」が北朝鮮、韓国、米国、中国によることは6者会談でも共通の認識となっており、「朝鮮戦争終結宣言」もその「4者」によることは自明であった。したがって、平和体制樹立問題で中国を副次的に位置づけようとする金正日の意図を知りながら同調し、「10・4宣言」に署名した盧武鉉の対応については、中国だけではなく米国にも不満が残ったであろう。ネグロポンテ（John D. Negroponte）国務副長官は、朝鮮半島における平和体制が上の「4者」によって討議されるべきことを再確認しつつ、その中でも北朝鮮と韓国が最も重要な役割を果たすことを強調したが³²、それは「10・4宣言」の「朝鮮戦争終結宣言」に関する文言が、それまで議論されてきたものとは異なるとの認識を示したものであろう。ネグロポンテは、「3者もしくは4者」による首脳会談を提案した金正日とその提案に同調した盧武鉉に対して、「朝鮮戦争終結宣言」本来の構想を改めて想起させたといってもよい。

（3）平和体制樹立問題における NLL の比重——「共同漁撈水域」の設置基準

「10・4宣言」で金正日が「朝鮮戦争終結宣言」で韓国を当事者と認めたとしても、平和体制樹立問題が軍事停戦協定の平和協定への転換という制度的措置をとる上で韓国をその当事者として認めていたとは限らない。上の朝鮮人民軍板門店代表部代表談話をみても、その時点で北朝鮮が米朝平和協定を念頭に置いていたことは明らかであり、平和体制の樹立で韓国の役割があると

してもそれは軍事的領域に局限され、しかも米国のそれに従属する地位しか与えられていなかった。このような北朝鮮の認識が、「10・4宣言」で改まったとする兆候はみられなかった。

この文脈で指摘すべきは、2007年11月25日に平和体制の樹立について『労働新聞』が掲げた論評である。「10・4宣言」以降、『労働新聞』を含む機関紙は平和体制樹立についての論評を控えていたが、この論評は「米国が真に朝鮮半島の平和を願うなら、停戦協定を平和協定に代える問題と関連して他の目的を追求する理由はない。米国が数回にわたってわが国を軍事的に威嚇したり、侵略しないと表明した条件でわれわれとの平和協定締結問題を躊躇したり嫌がることもない」³³と述べていた。「10・4宣言」以降も、上述の朝鮮人民軍板門店代表部代表談話と同様、北朝鮮が制度的領域では米国との排他的な平和協定を主張し、韓国の役割を軍事的領域に局限する余地は残されていたことになる³⁴。「10・4宣言」後、何故改めて北朝鮮が原則的な立場を強調したのかが問題となるが、上述の第6回南北将官級会談での議論が示唆するように、北朝鮮は韓国が平和体制樹立の「当事者」になるためには、韓国がNLLに対する従来の姿勢を改めなければならないと考えていた。北朝鮮が米朝平和協定を改めて主張した背景にも、NLLを含む黄海上の軍事境界線の問題が関わっているとみななければならない。

この問題について「10・4宣言」は、「南と北は軍事的敵対関係を終息させ、朝鮮半島で緊張緩和と平和を保障するために緊密に協力すること」に合意したと謳った上で、別項目として「海州地域と周辺海域を包括する西海平和協力特別地帯を設置し、共同漁撈区域と平和水域の設定、経済特区建設と海州港の活用、民間船舶の海州直航通過、臨津江（漢江）河口の共同利用等を積極的に推進していく」³⁵ことへの合意を盛り込んだ。さらに「10・4宣言」はこの宣言の履行のために、11月中に南北国防長官会談を開催することに合意した。後に盧武鉉が説明したように、「10・4宣言」で黄海上の軍事衝突の再発防止は「軍事的関心」ではなく、「経済協力の観点」から扱われたのである³⁶。

北朝鮮は「10・4宣言」により、韓国側にNLLの撤廃を迫ることができると考えたであろうが、韓国にとって「10・4宣言」はNLLの撤廃を意味しなかった。当時、国家安全保障会議常任委員長に就任した白鍾天がいうように、韓国側の主張は、NLLを堅持した状態で、周辺に同面積の原則に従って共同漁撈水域とし、軍ではなく警察がそれを管轄するというものであり、NLLを堅持しつつ、そこに軍事的実効性が生じない状態をつくるというものであった³⁷。しかし、以前からNLLに固執する韓国を批判していた北朝鮮が、NLLを撤廃することなく、共同漁撈水域の設定に同意するとは考えにくかった。

このことは、「10・4宣言」から間もない10月中旬に露呈することになった。金章洙国防部長官は18日、国会の国政監査委員会で「NLL以南はわれわれが管轄している」と述べ、黄海上に共

同漁撈水域を設ける上では NLL を「海上不可侵境界線」とする原則を守ると述べた³⁸。金章洙がこの発言を行った3日後、朝鮮人民軍海軍司令部が報道文を発表し、韓国海軍が「戦闘艦船4隻」を「黄海南道康翎郡双橋里の東南方北側の領海深く」に「侵入」させたと非難したのは、金章洙の発言を牽制しようとしたからであろう。この報道文は、韓国が依然として NLL に固執しているとし、韓国海軍の軍事行動が「10・4宣言」に対する「到底許せない露骨な挑戦であり、北南関係をまたしても対決局面に追い込もうとする政略的企図の所産」³⁹と非難したのである。

2007年11月29日、南北国防長官会談が平壤で開かれ、共同漁撈水域の設定に伴う軍事的保障措置につき議論が交わされたが、上に述べた NLL に関する南北間の認識の相違はこの会談にも波及した。確かに、この会談は終了後、過去の南北間合意の遵守を謳った上で、南北将官級軍事会談を早急に開くとともに、南北軍事共同委員会の設置に言及した合意書を発表した⁴⁰。南北軍事共同委員会とは、「南北基本合意書」の実践機関として設置されながら、後に「第1次核危機」で機能不全となった委員会であった。新たに設置された委員会の名称が「南北基本合意書」で設置された実践機関と同一であったからみても、韓国が主張したものであろう。しかし実際の議論では、金章洙国防部長官は NLL を拠点にして同面積で共同漁撈水域を設置することを主張したのに対して、北朝鮮側の金鎰喆人民武力部部長は NLL を撤廃することを主張していたのである⁴¹。

『労働新聞』が米朝平和協定の締結を求める論評を掲載したのは、南北国防長官会談の開催以前であるが、NLL をめぐる見解の相違は10月中旬にすでに明らかになっていた。「10・4宣言」以前、北朝鮮が平和体制樹立で韓国が当事者になるためには、NLL に固執する姿勢を改めることを求めていたことを想起するとき、「10・4宣言」で黄海上に共同漁撈水域の設置を謳いながら、その後も NLL を堅持しようとする発言は、韓国が平和体制樹立の制度的当事者にはなりえないとする北朝鮮の主張を裏づけることになった。これを受け朝鮮人民軍側は、2007年末に開かれた第7回南北将官級会談（2007年12月12日～14日）で、NLL を拠点に同面積で共同漁撈水域を設置しようとする韓国側の提案を「血の交戦をもたらした歴史の轍を再び踏む危険な思考方式」⁴²と非難するに至った。かくして、「10・4宣言」後も、北朝鮮は韓国が平和体制樹立の制度的当事者にはなりえないという主張を改めることはなかった。ヒルのいう「平和プロセス」もまた、2007年中に始動することなく、08年を迎えることになった。

4. 李明博の対北政策構想と「10・4宣言」の形骸化——対米傾斜の力学

(1) 「朝鮮戦争終結宣言」構想の後退——条件的対北朝鮮関与

上にみた「非核化」プロセスと「平和プロセス」との前後関係、NLL をめぐる南北間の原則論の応酬に加え、韓国で2008年2月に李明博政権が発足したことが、その後の北朝鮮の平和体制樹

立問題に対する認識に与えた影響も計り知れない。確かに、「10・4宣言」を含め、金大中と盧武鉉の対北政策に批判的であったハンナラ党政権の誕生が、北朝鮮対南関係の再検討を迫ったのは当然であった。ただし、李明博の対北朝鮮政策は抑止を中心に組み立てられていたわけではなく、北朝鮮への関与それ自体を否定していたわけではなかった。実際、大統領選挙に際してハンナラ党が小冊子に纏めた「非核・開放・3000」構想は、北朝鮮が核を放棄し、改革・開放に着手すれば、10年以内に北朝鮮の1人当たりの国民所得を3000ドルに引き上げるべく対北支援を行うというものであり、経済、教育、財政、インフラ、福祉の分野にわたる「5大開発プロジェクト」という支援策を盛り込んでいた⁴³。保守系無所属として北朝鮮の体制批判を展開し、対北朝鮮抑止の必要性を殊更強調した李會昌については、『労働新聞』と『民主朝鮮』が連日のように非難したのとは対照的に⁴⁴、李明博については大統領候補指名から大統領選挙当選後の暫くの間、論評を控えていたのはそのためであろう。あるいは、李明博の当選がほぼ確実視されていた状況を考えると、北朝鮮は李會昌批判の名を借りて李明博への牽制を図ったのかもしれない。

もとより、李明博が北朝鮮への関与を否定していなかったとはいえ、それは「10・4宣言」の内容をそのまま履行するものではなかった。李明博は選挙運動中から、南北間の既存の合意文書を履行する必要性を強調したが、その中でも最も重視したのが南北間の平和体制樹立を謳い、その付属議定書でNLLが事実上の黄海の海上軍事境界線として合意を得た「南北基本合意書」であった。李明博は大統領選挙以前から、『南北基本合意書』を基に韓半島の緊張緩和と南北間の軍事的信頼構築を対北政策の基本とする」と述べるとともに、NLLについても、それが「厳然たる不可侵線であり、海上の休戦線として守られなければならないと思います」⁴⁵と述べていた。北朝鮮がNLL撤廃を主張し続ける中、李明博がこの認識をもつ限り、「10・4宣言」に言及された黄海上の共同漁撈水域の設定は困難とならざるをえない。

また、李明博が「5大開発プロジェクト」と呼ぶ対北朝鮮支援策には、北朝鮮の「非核化」が前提となっていた。上述の「非核・開放・3000」構想では「徹底しながらも柔軟なアプローチ」が喧伝されながらも、北朝鮮が「核放棄の大決断を下せば」という前提に立ち、その手法は6者会談での合意によるものとされていた。この構想には平和体制樹立にも言及があったが、それも北朝鮮が6者会談「共同宣言」を「完全に履行すれば」という条件がついていた反面、「10・4宣言」には触れられていなかった。李明博は「10・4宣言」を全否定したわけではなかったが、「10・4宣言」の「南北間合意と財源、核廃棄の段階別支援事業の一つ一つ妥当性を調査する」⁴⁶とし、その合意を履行するにしても北朝鮮の核放棄が段階的に進展することが条件となっていた。繰り返すまでもなく、「10・4宣言」は「非核化」の手法を6者会談の合意に依存しながらも、そこに「平和プロセス」を組み入れ、「3者もしくは4者」による首脳会談での「朝鮮戦争終結宣言」を

その起点としていた。盧武鉉が強調したように、「非核化」のプロセスと「平和プロセス」は同時並行すべきものと考えられてきた。

しかし、「2・13合意」と「10・3合意」をみるまでもなく、核実験以降の6者会談はより米朝関係をその主軸としていた。そこで韓国が北朝鮮の「非核化」を平和体制樹立の前提として強調するほどに、南北当事者関係は米朝関係に埋没せざるをえない。李明博は就任演説でも、北朝鮮が「核を放棄し開放の道に向かえば、南北協力に新しい地平」が開かれるとし、「国際社会と協力して10年以内に北の住民の所得が3000ドルに到達するよう積極的に協力します」として、「非核・開放・3000」構想の内容を繰り返していた。李明博はここでも、「南北の首脳がいつでも会って心を開いて話さなければならないと考えます。その機会は開かれています」⁴⁷と述べ、南北首脳会談の実現に意欲を示していたが、「10・4宣言」に謳われた「朝鮮戦争終結宣言」のための「3者もしくは4者」による首脳会談には触れなかった。李明博はここで南北首脳会談を「3者もしくは4者」による首脳会談と分離して位置づけていたことになる。

北朝鮮は当初、李明博当選の事実を報道せず、李明博に対する個人攻撃も控え、「10・4宣言」の履行を促していた。2008年1月1日の3紙共同社説では、「10・4宣言」に触れ、この文書を「確実に履行することにより対決時代の残滓を拭い去り、北南関係を名実ともにわが民族同士の関係に確固と切り替え、平和繁栄の新しい歴史を創造していくべきである」⁴⁸と述べていた。さらに、同年1月26日の『労働新聞』の論評も「10・4宣言」に言及し、そこには「現停戦体制を終息させ、恒久的な平和体制を構築するための実践的措置として、直接関連する3者もしくは4者の首脳らが朝鮮地域で会って終戦を宣言する問題が明記されている」⁴⁹と述べられていた。いずれも平和体制樹立における米国の責任を強調していたが、「10・4宣言」に言及したことは、北朝鮮が李明博を冷静に注視しつつ、この文書の履行を促そうとする意図をよく示していた。

李明博に関する論評を控えていた北朝鮮がその沈黙を破ったのも、やはり平和体制樹立問題に関連する問題からであった。その直接の契機となったのは、合同参謀本部議長候補者の金泰榮が国会国防委員会の人事聴聞会で行った発言であった。ここで金泰榮はNLLを「いかなることがあっても必ず守らなければならない線」であり「国境に準ずる線」としただけではなく、北朝鮮が核兵器を「使用する前に打撃する」ことを「第一に重要なこと」とする発言を行った⁵⁰。金泰榮の発言を受け、朝鮮人民軍海軍司令部が直ちに代弁人談話を発表し、「とりわけ、われわれは『西海平和協力特別地帯』を設置し、共同漁撈区域と平和水域を設定するという北と南の合意を履行するために人民武力部長会談(南北国防長官会談を指す)をはじめ数回にわたる軍事会談を開き、最も合理的で現実的な方案を何度も提起した」(括弧内は引用者)とした上で、「朝鮮人民軍海軍は不法、無法の幽霊線を海上軍事境界線に変身させようとする南朝鮮軍当局の行為を許さないし、

われわれの神聖な領海に入りこんで自分勝手に振舞っている南朝鮮戦闘艦船の無謀な軍事的挑発行為を決して傍観しないであろう」⁵¹と述べ、NLLの「虚構性」を改めて強調した。さらにその翌日、南北将官級軍事会談の朝鮮人民軍側代表団団長が韓国軍側首席代表に通知文を送り、金泰榮の『先制攻撃』暴言を「公開的な宣戦布告」とした上で、「委任により現事態を重大さに関するわが軍隊の原則的立場」（傍点は引用者）として金正日が直接関与していることを示唆しつつ、韓国軍側が金泰榮の発言を撤回しない限り、「軍部要員を含む南側当局者の軍事境界線通過を全面遮断する断固たる措置」⁵²をとると警告した。

かくして2008年4月1日、『労働新聞』が長文の論評を掲げ、李明博政権を「李明博とその『一味』」と称した上で、核放棄を対北支援策の前提として強調した姿勢について「金泳三逆徒が『核を持った相手とは握手しない』と言ったことを彷彿とさせる」と批判し、李明博への個人攻撃を開始した。またこの論評では、「非核・開放・3000」構想についても、「われわれの『核の完全放棄』と『開放』を北南関係の前提条件として出された極めて荒唐無稽で僭越な戯言」とし、「10・4宣言」を「全面否定してその履行を妨害した」⁵³と非難した。さらにその2日後、朝鮮人民軍海軍司令部は、前年10月21日の報道と同じ「黄海南道康翎郡双橋里の東南方北側の領海深く」に、韓国海軍の「戦闘艦船3隻」が「侵入」したと報じ、NLLを「固守」しようとする韓国軍を批判し⁵⁴、南北将官級軍事会談の朝鮮人民軍側代表団団長が韓国軍側首席代表に再び通告文を送り、「全ての北南対話と接触の中止」と「通行遮断措置」をとることを伝えたのである⁵⁵。

(2) 多国間モメンタムの失速——「10・3合意」と「10・4宣言」の分離

李明博政権が北朝鮮の「非核化」を対北支援の前提に据えたことで、北朝鮮は6者会談でも韓国の関与を極小化し、対米関係の改善に外交努力を集中することができた。もとより、「10・3合意」に言及された核施設の「無能力化」とHEU計画に関する核施設を含む「申告」は、期限の2007年末になっても曲折を極めていた。とりわけ、「申告」については、ブッシュ政権はそこにHEU計画を含むことを求めたが、それまで6者会談でその計画の存在を否定してきた北朝鮮が容易に認めるとは考えられなかった。ヒルは同年12月初旬、その半年前の6月下旬に続いて訪朝し、金正日宛のブッシュの書簡を渡したが、それが北朝鮮に「無能力化」を加速させるとともに、「申告」を促す目的からであったことは明らかであった。ヒルは「10・3合意」の「第2段階」を早期に完了させ、それに続く「第3段階」で予定される核解体の段階に移行することを考えていた⁵⁶。

予測された通り、結局「無能力化」は期限の2007年末に完了しなかった。「申告」についても、北朝鮮は2007年11月に「核申告」を作成し、その内容を米国に知らせたというが⁵⁷、それはむしろ米国の疑念を深める結果となった。米国は北朝鮮がその間、輸入したアルミニウム管がウラ

ン濃縮に用いられた可能性を指摘したところ、北朝鮮はそれがウラン濃縮とは無関係と主張したが、調査の結果、アルミニウム管から HEU の痕跡が検出されたという⁵⁸。08年1月4日、北朝鮮外務省代弁人は「10・3合意」の義務を履行していることを強調したが⁵⁹、ホワイトハウス報道官も、北朝鮮に引き続き「完全かつ正確な申告」を求めていく姿勢を示した⁶⁰。

しかしブッシュ政権は、北朝鮮に「10・3合意」の履行を促すには、そこに言及された融和策に着手しなければならないと考えていた。実際、『労働新聞』は「10・3合意」の履行状況について論評を掲げ、「朝鮮は自らのやるべきことを誠実に行っているのに比べ、米国の義務履行は相当程度遅れている」と指摘し、テロ支援国リストからの除外と敵国通商法の適用終了については「ゼロ状態」とであると指摘していた⁶¹。ブッシュ政権はこれらの措置をとることで、北朝鮮が「無能力化」を加速させ、HEU計画を含めた「申告」を促すことができると期待したのである。

これに対して北朝鮮は一見、協力的な姿勢をみせた。北朝鮮は2008年5月8日、米国に5MW実験炉と再処理施設についての1万8000余ページに及ぶ運転記録を提出し、シンガポールでもたれたヒルと金桂冠外務副相の6者会談首席代表間の協議の後、申告書を6者会談議長国の中国に提出し、その翌日には5MW実験炉の冷却塔を爆破し、「無能力化」の進展を内外に誇示した。確かに、北朝鮮が提出した運転記録は5MW実験炉と再処理施設の二つの施設に関するものあり、北朝鮮の核活動に関する重要な記録となるが、それを合意された検証措置が伴わない限り、北朝鮮が過去に抽出したプルトニウムの総量は正確に把握できなかった。また、北朝鮮が中国に提出した申告書には、やはり HEU 計画についての言及はなかったという⁶²。それにもかかわらず、ホワイトハウスは6月26日、行政手続に従って45日間の検証期間を経た後（同年8月11日に）、テロ支援国リストからの北朝鮮を除外し、敵国通商法の北朝鮮への適用を終了するとの声明を発表した⁶³。この声明はその検証期間中、HEU計画の問題に注視すると強調しており、米国がこれらの二つの融和的措置をとることで、北朝鮮に HEU 計画を含む「完全かつ正確な申告」を促す意図をよく示していた。

二つの融和的措置のうち、平和体制樹立との関連では、北朝鮮への敵国通商法の適用終了がもつ意義の方が大きい。なぜなら、この法の北朝鮮への適用は朝鮮戦争の勃発を契機としており、北朝鮮にその適用を終えることは、米国の国内法では朝鮮戦争は法的には終結したことを意味するからである。にもかかわらず、朝鮮半島では軍事停戦協定が存続しているという「矛盾」を解消するには、軍事停戦協定は平和協定に転換されなければならない。「10・3合意」による「第2段階」が完了し、その後の「第3段階」に移行すれば、北朝鮮は核解体に着手しなければならない。そのとき、北朝鮮が米国により拘束力のある「安全の保証」を求めてくるであろう。それが軍事停戦協定の平和協定への転換に関わることは明らかであった。

北朝鮮はこの時点で、平和体制樹立を「10・3合意」との関連に位置づけ、「10・4宣言」とは分離して位置づけていたと考えてよい。『労働新聞』がこの年の軍事停戦協定の署名日に掲載した論評は、「われわれは米国の対朝鮮敵視政策の是正と停戦協定を平和協定に換えることを終始一貫主張してきた」と断った上で、「今こそ米国は有名無実な停戦協定を平和協定に換える決断を下すべき時である」とし、「10・4宣言」には一切言及はなかった⁶⁴。上述の通り、この年の1月に掲載した『労働新聞』の論評と社説がともに平和体制樹立における米国の責任を強調しながらも、「10・4宣言」に言及された平和体制樹立に言及していたことを想起するとき、北朝鮮が「10・3合意」による米朝関係の改善を平和体制樹立の最大の機動力にしていたことが理解される。

ブッシュ政権もまた、このことを知悉していた。ヒルは2008年7月末の米上院軍事委員会で、「第3段階の早期 (early in the Third Phase)」に北朝鮮と平和体制樹立問題の議論を開始できると発言していた⁶⁵。ヒルは、北朝鮮がテロ支援国リストから除外され、敵国通商法の適用が終了された後、軍事停戦協定の平和協定への転換を求めてくると認識し、これを「第3段階」で予定される核解体への反対給付とすることを考えたのであろう。ただし、米国はこの問題を「第3段階の早期」に扱うにせよ、それが6者会談「共同声明」と「2・13合意」に言及された平和体制樹立のための「適当な別の話し合いの場」を遠ざける結果を招いてはならなかった。またその間、ブッシュ政権が平和協定が南北間で結ばれるべきであることを強調していたことを想起するとき、北朝鮮の核解体の過程で平和体制樹立問題が議論されるにしても、それが「10・4宣言」を形骸化させ、この問題で韓国の発言力を奪うことになることは避けなければならなかった。

しかし、それで北朝鮮が米朝関係の改善を平和体制樹立の機動力とする意志が改まったわけではなかった。2008年7月10日から12日にかけて行われた6者会談首席代表会合では懸案の検証措置について議論が交わされたが、そこで発表されたプレス・コミュニケでは、「6者会談の枠内に検証機構を設置」とし、検証措置については「施設への訪問、文書の検討、技術者との面談」の3原則に合意をみたものの、「必要な場合にはIAEAから助言・支援を受けることができる」とされ、IAEAの役割は限定的とされた⁶⁶。このプレス・コミュニケでは、「監視機構は6者が効率的と考える方法によつての責務を遂行する」とされたが、「10・3合意」で、核施設の「無能力化」が「他の5者の要請」によるとされながらも、米国がそれを主導したことを顧みても、北朝鮮にとっての「効率的と考える方法」が米朝二国間関係を主軸とすることは明らかであった。このプレス・コミュニケの内容については、米国内でも北朝鮮に対する検証は「国際的基準」に及ばないとする批判が上り、それはブッシュ政権がいったんは約束した上の二つの融和的措置にも波及していった。8月7日にガレゴス (Gonzalo Gallegos) 米國務省副報道官も北朝鮮に「強力な検証体制」が必要と述べ⁶⁷、結局、8月11日時点でのテロ支援国リストからの北朝鮮の除外、敵国通

商法の適用終了は見送られることになった。

これが北朝鮮の反発を招いたのはいうまでもない。北朝鮮は外務省代弁人声明（2008年8月26日）で、「現段階では6者の枠組みで検証機構と監視機構を立ち上げることにするのが合意事項の全てである」とした上で、米国が主張する「国際的基準」について「わが国のどこでも自由に限なく探し回ってサンプルを採取し、測定するなどの査察を受け入れるよう強要している」と批判し、「無能力化」措置の中断という対抗策に言及した⁶⁸。北朝鮮は平和体制樹立を含む対米関係改善の過程にIAEAが関与すれば、新たな疑惑を指摘され、対米関係改善の障害になると考えていた。

この膠着状態を打破するため、ヒルが3度目の訪朝を行った結果、検証問題について合意し、その内容は米國務省が了解事項として発表する形となった⁶⁹。しかし興味深いことに、ヒルが平壤滞在中、李賛福上將が会見に現れたことが明らかとなっている。李賛福は朝鮮人民軍板門店代表部代表の任にあり、前年7月に「国連代表」を参加させる米朝軍事会談を提案したその本人であった。ヒルとの会見に朝鮮人民軍板門店代表部代表が現れたこと自体、北朝鮮が「非核化」プロセスで平和体制樹立を米国に求めることを示していたが、李賛福はここで、「核問題は本質的に朝鮮半島と北東アジアの安全保障に関する問題であり、現時点では朝米が敵対関係の清算に向けた里程標を立てる必要がある」とし、それは「軍隊が大きな関心を示す懸案だけに、その処理方式は交戦状態にある朝米関係の現実に基づく高度な政治的判断を求める」⁷⁰（傍点は引用者）と述べたという。

検証措置に合意がみられたこと受け、米國務省は10月12日、いったんは見送ったテロ支援国リストからの北朝鮮の除外と敵国通商法の適用終了を正式に決定した⁷¹。もちろん、これで懸案のHEU計画を含む「完全かつ正確な申告」がなされたわけではなく、検証措置について北朝鮮が米国の求める「国際的基準」を満たしたわけではなかった。実際、その後米朝間では、平壤で合意をみたはずの検証の方法論に見解の相違が生まれ、それはブッシュ政権最後の6者会談首席代表会合（2008年12月8日～11日）でも解消されなかった⁷²。上にみたように、北朝鮮が平和体制樹立を「10・3合意」の延長線上に位置づけ、「10・4宣言」から切り離すなか、米国が北朝鮮との二国間関係で「非核化」プロセスをすすめつつも、「平和プロセス」をいかに南北主軸に転換させるかは、オバマ（Barak H. Obama）次期政権に委ねられることになった。

5. 米中「大国間の協調」と対南軍事攻勢——「大青島海戦」の文脈

(1) 米朝平和協定提案と対南合意事項「無効化」——祖国平和統一委員会声明

北朝鮮はオバマ政権に対しても、平和協定締結を求める姿勢を変えることはなかった。オバマ政権発足後最初に発表された北朝鮮外務省代弁人談話は、「朝鮮半島の非核化」を「われわれの変

わることにない立場」としながらも、「米国の対朝鮮半島敵視政策と核の脅威の根源的な政策なくしては、百年経ってもわれわれが核兵器を差し出すことはない」⁷³と述べていた。さらに、この談話を受け『労働新聞』は論説で、「朝鮮停戦協定を平和協定に換えることは朝鮮半島平和保障の先決条件の一つ」であるとした上で、それを「米国が担っている歴史的責任」とし、「停戦協定を平和協定に換えることは米国以外に誰も代わることはできない」(傍点は引用者)⁷⁴と述べていた。これら一連の談話、声明の中で、韓国が平和体制樹立に果たす役割に言及したものはなく、この問題との関連で「10・4宣言」に触れた箇所もなかった。確かに、平和協定が締結されれば北朝鮮が核を放棄するという保証があるわけではないが、北朝鮮が平和体制樹立問題での進展なくして「非核化」の方向を歩むとも考えにくかった。

その直後、北朝鮮がとった措置はまたしても、NLLに関連していた。2009年1月30日の祖国平和統一委員会が声明を発表し、「北南朝鮮間の政治・軍事的対決状態の解消と関連した合意事項の無効化」を宣言した。この声明は、その「合意事項」が「南北基本合意書」を含むことを明確に指摘し、NLLを——少なくとも韓国側の解釈では——黄海の暫定的海上軍事境界線とし、新たな海上軍事境界線の画定を協議するとした付属議定書も無効になることを明らかにしていた。さらに、この声明でいう「北南朝鮮間の政治・軍事的対決状態の解消と関連した合意事項」が「10・4宣言」をも含むのなら、黄海上に共同漁撈水域を設定するとした合意も無効となり、黄海にはNLLと北朝鮮が一方的に宣布した「海上軍事境界線」という二つの軍事境界線が併存することになる⁷⁵。北朝鮮がNLLの「虚構性」を主張しつつ、この問題における韓国軍の関与を遮断しようとする意図をもっていたことは明らかであった。それが朝鮮戦争の戦後処理という広い文脈で、米朝間の平和体制樹立と連動していたのはいままでのない。

このような北朝鮮の対米傾斜をオバマ政権も知悉していた。2009年2月、朝鮮問題特別代表に任命されたボスワース (Stephen W. Bosworth) が、議会での人事承認を待たず訪朝したのはその直後であった。ボスワースはかつて国務省でアジア問題に深く関わったアブラモヴッツ (Morton I. Abramowitz) らとともにクリントン (Hilary R. Clinton) 国務長官の親書を携え訪朝し、6者会談関係者と会見の機会を得た。ボスワースは帰国後、平壤での一連の会見から、北朝鮮が自らの核保有を既成事実化する意図をもちながら、米国との二国間関係に圧倒的な比重を置くことで、6者会談を極小化、ひいては6者会談を無力化すら考えていると捉えていたが⁷⁶、これはオバマ政権の発足後、平和体制樹立問題で北朝鮮がみせた対米傾斜を考えると、当時の北朝鮮の認識を正しく判断していたといつてよい。もとより、オバマ政権の米国も、北朝鮮が対米傾斜を強めつつもそれが6者会談の形骸化を招いてはならないと考えていたであろうが、「2・13合意」以降の6者会談の展開をみても、米朝2国間協議における合意が6者会談に先行していることは明らかで

あった。クリントンは2月13日、アジア協会での演説で「北朝鮮が完全な形で核兵器開発計画を除去する用意があるなら、オバマ政権は米朝2国間関係を正常化し、長期にわたる停戦協定に換えて恒久的な平和条約（peace treaty）を締結」⁷⁷する意思があると述べたが、それは6者会談を温存しつつも、北朝鮮が「非核化」の措置をとることを条件に北朝鮮の2国間交渉に臨む姿勢を示したものと見てよい。

(2) 「対米正面突破」と「戦略的忍耐」——米中「大国間協調」の効用

北朝鮮がオバマ政権に対してとった措置は、クリントンの演説とは逆行していた。北朝鮮は平和体制樹立の前提となる「非核化」措置をとるどころか、「核保有」の既成事実化を図った。北朝鮮は2009年4月、「テポドンⅡ」とみられる弾道ミサイルを発射したのに続き、5月25日には第2回の核実験を強行した。弾道ミサイル発射に対して国連安保理がミサイル発射に対し国連安保理が議長声明を発表すると、北朝鮮は外務省声明を通じて「6者会談には二度と参加しない」（2009年4月14日）とし、「朝鮮半島非核化の念願は永遠に消えた」（2009年4月29日）とまで断言した⁷⁸。

これはそれ以前からの対米直接協議を否定するものではなく、北朝鮮はむしろ6者会談を経ない「対米正面突破」を試みたといえる。さらに5月末の核実験の後、北朝鮮はやはり外務省声明（2009年6月13日）を通じて「自前の軽水炉事業」を推進していることを明らかにし、それまで公式には否認してきたウラン濃縮計画の存在を認めた。ブッシュ政権が「10・3合意」以降、「全ての核計画の完全かつ正確な申告」の下、HEU計画の申告を求めていたにもかかわらず、それを拒絶していたことは上述の通りである。したがって、この外務省声明で北朝鮮は低濃縮の平和利用という名目ではあれ、それまで否認してきたウラン濃縮計画を自ら認めたことになる。北朝鮮はそれまで否認してきた計画を認めてまで、6者会談に拘束されない対米協議を求めていたのである。

ブッシュ政権が北朝鮮の第1回核実験の後、6者会談をいったん離れて米朝協議に応じたのは対照的に、オバマ政権は北朝鮮の「対米正面突破」の試みに応じることはなく、その姿勢は後に「戦略的忍耐（strategic patience）」とも呼ばれた。また、第1回核実験に対して国連安保理決議1718号が経済制裁を発動しつつ6者会談の早期再開を求めたのと同様に、第2回核実験に対して採択された国連安保理決議1874号（S/1874）も、北朝鮮に経済制裁を課しながら6者会談の再開を求めていた。オバマ政権は北朝鮮との二国間協議を拒絶する一方で、中国に北朝鮮が6者会談に復帰すべく影響力を及ぼすことを期待した。中国もまた、北朝鮮が「10・4宣言」で平和体制樹立について「3者もしくは4者」による首脳会談の開催を呼びかけ、中国の発言力を極小

化しようとする意図を知りつつ、この問題について発言力をもつべく隠然たる影響力を行使しようとした。したがって、6 者会談の再開を通じて北朝鮮の核兵器能力を制御し、平和体制樹立を含む議論を行うことについては、米中両国の利害は一致していたといつてよい。すでにブッシュ政権末期、米中間の次官級の定期対話として米中戦略経済対話が成立していたが、オバマ政権発足後、政治・安全保障対話も扱う閣僚級対話に格上げし、2009 年 7 月にはワシントンで、第 1 回米中戦略・経済対話もたれた。そこでの政治・安全保障問題討議の議長はクリントンと戴秉国国務委員が務めたが、ともにそこで討議された議題の筆頭に北朝鮮の核問題を挙げて 6 者会談の有用性を強調したのは偶然ではない⁷⁹。

もとより、6 者会談再開の努力を払ったのは米中両国だけではなかった。李明博がこの年の光復節で「韓半島の新しい平和構想」を提案したのは、北朝鮮が 6 者会談を拒絶するなか、韓国が独自に北朝鮮に 6 者会談復帰への誘因を提供しつつ、再開後の 6 者会談で韓国の発言力を確保し、平和体制樹立を含む問題で北朝鮮の対米傾斜を牽制する意図からであった。ここで李明博は、北朝鮮に「南北経済共同体」を実現するための高位級会談を提案し、そこで関連国、国際機構との協力を通じ「非核・開放・3000 構想」でも言及された「5 大開発プロジェクト」を推進することを提案したほか、南北間の通常兵力の削減を主張しつつ、「南北が既存の武器と兵力を縮小すれば、莫大な予算と費用を削減することができ、南北双方にとっての経済再生にも大きな助けとなるでしょう」⁸⁰と述べていた。

李明博が 6 者会談の再開を主張していることからみても、この構想を 6 者会談に組み込み、北朝鮮が核放棄で得られる実利を倍増することで、北朝鮮を核放棄に導こうとしたとみてよい。さらに李明博はその翌月の訪米の際、「6 者会談を通じて北の核プログラムの核心部分を破棄しながら、同時に北韓（北朝鮮を指す）に確実な安全保障を提供し、国際支援を本格化する」構想を明らかにし、それを「グランド・バーゲン（Grand Bargain）」と名づけた⁸¹。そこには、6 者会談の合意に言及されなかった「南北基本合意書」を履行することで、韓国の発言力を確保するとの意図が込められていたであろう。事実、李明博は「南北基本合意書」、「南北非核化共同宣言」、「6・15 共同宣言」、「10・4 宣言」に触れた上で、「その間の合意を尊重しながら、具体的な実行方法を考えなければなりません」とし、「そのためには南北韓当局の全面的な対話は必要です」⁸²と述べたのである。

その後間もなく、北朝鮮は「対米正面突破」の姿勢を徐々に改め、6 者会談への復帰を示唆するが、それは李明博の「グランド・バーゲン」の構想が奏功したからとは考えにくい。すでにその予兆は 2009 年 8 月、抑留された米国人ジャーナリストの釈放を求めてクリントン（Bill J. Clinton）元大統領の訪朝時にみられるが、金正日が 6 者会談への復帰を示唆する発言を行ったの

は、同年9月から10月にかけて、中国首脳を平壤に迎えた席であった。戴秉国国務委員は9月18日、胡錦濤国家主席の特使として訪朝し、温家宝国務総理も同年10月初旬、朝中国交樹立60周年と朝中友好年の開幕を記念して相次いで訪朝した。胡錦濤は戴秉国に託した親書の中で、「朝鮮半島非核化と半島情勢の安定維持、東アジアの平和と安定と発展」を望む中国の一貫した立場を強調したというが、これに対して金正日は、「2国間、多国間の対話を通じて問題の解決を図りたい」⁸³と述べた。さらに、温家宝訪朝の際には、金英逸内閣総理が「金日成同志の遺訓である朝鮮半島の非核化を2国間、多国間の対話を通じて実現する用意」を表明し⁸⁴、金正日も「朝鮮半島非核化は金日成同志の遺訓である」⁸⁵と述べたという。

もとより、金正日は6者会談に復帰することを無条件に確約したことわけではなかった。金正日は温家宝に対し、「朝米2者間の会談を通じて、朝米間の敵対関係は平和的關係に轉換されなければならない」（傍点は引用者）と述べた上で、「朝米会談の結果をみて、多者間対話を進行させる用意」（傍点は引用者）を表明した。金正日は6者会談を再開するには、米朝間の協議が先行しなければならないと考えていたといっている。また、ここで金正日は「多者間対話には6者会談も含まれる」と語ったが、この一文を字義通り解釈すれば、「多者間会談」は6者会談だけではないことになる。それが6者会談で合意した「適当な別の話合いの場」も指すとすれば、金正日はその協議自体を否定していなかったと考えなければならない。温家宝訪朝に際しては、両国間には経済技術協力に関する協定をはじめ、経済援助に関する合意文書が調印されたという⁸⁶。これらも対米直接協議の先行という条件付きとはいえ、北朝鮮が6者会談への復帰を表明したことへの反対給付という意味も込められていたであろう。

むろん、それは米国との協議が成立することを前提としている以上、北朝鮮が念頭に置く平和体制樹立は米朝関係を主軸とする。朝鮮中央放送によれば、2009年8月末に放映された「対朝鮮敵視政策の犯罪的本質」と題する平壤放送の解説番組で、「わが国で緊張状態を緩和し、戦争の危険を除去する問題は何よりも、米国がわが共和国に対する敵視政策を捨て、朝米間に平和協定を締結してこそ解決することができる」とする金正日の発言が紹介されたというが⁸⁷、温家宝訪朝後、その姿勢に変化があったとは考えにくい。事実、温家宝訪朝後に『労働新聞』が掲げた論評は、「朝鮮半島非核化は偉大なる首領金日成同志の遺訓であり、わが共和国の変わらぬ目標である」とする一方、「新平和保障体系」に言及し、「朝米間に平和協定が締結されなければならない」と主張していた。またこの論評は、「もはや自らの使命と機能を喪失して無用の長物となった古い停戦協定では、戦争再発はいうまでもなく偶発的な武力衝突も防ぐことはできない」⁸⁸と述べていた。北朝鮮は6者会談を離れた対米直接協議の限界を知らながら、6者会談に復帰する意志を示すことで米朝2国間関係が6者会談に埋没することを懸念した。そうだからこそ、北朝鮮は6

者会談への復帰の意志を示しつつ、「新平和保障体系」の樹立を改めて訴えなければならなかったのであろう。この論評に示されているように、北朝鮮が軍事停戦協定がいかに機能不全に陥り、武力衝突の防止には無力であることを誇示するため、意図的に武力衝突を起こすことは、この時点で予告されていたのかもしれない。

(3) 「大青島海戦」とボスワース訪朝——新たな軍事攻勢の予兆

上のような視角からみれば、北朝鮮がその手続論はともかく、6 者会談の再開の可能性を示唆した直後、北朝鮮が黄海で実際に武力を行使したのは偶然ではない。2009 年 11 月 10 日、朝鮮人民軍海軍の警備艇が NLL を越境し、韓国海軍第 2 艦隊司令部の警告を無視して韓国海軍の高速警備艇に船体射撃を行ったため、これに韓国側が応戦し、銃撃戦が展開された。韓国側にはこの銃撃戦による死傷者はなかったが、北朝鮮側には死者を含む大きな損害があったという。この銃撃戦は「大青島海戦」と呼ばれ、金大中政権に起きた「第 1 次延坪海戦」（1999 年 6 月）と「第 2 次延坪海戦」（2002 年 6 月）に続く 3 度目の銃撃戦として記録されることになった。その 3 日後、南北将官級軍事会談の朝鮮人民軍側は通知文を送り、韓国側の NLL を「固守」する立場は「これ以上通用しない」とした上で、黄海には北朝鮮が設定した「海上軍事境界線だけある」ことを強調し、それを守るために直ちに「無慈悲な軍事的措置」をとると通告するに至った⁸⁹。

さらに特筆すべきは、『労働新聞』が 11 月 16 日に国連軍司令部の解体を求めたのに続き⁹⁰、同月 23 日に掲載した論評である。この論評は「わが共和国は以前、停戦協定を平和協定に代える提案を掲げた」と断った上で、「もしわれわれの提案が実践されていたのなら、朝鮮半島は戦争の危険のない平和的な地帯に代わっていたろうし、今回のような武力衝突事件はしなくてもよかった」とし、「停戦協定を平和協定に一日も早く換えることは、朝鮮半島に新しい平和保障体系を構築し、不安定な現停戦体制を堅固な平和体制に転換するために最も合理的で実践的な方途の一つである」と述べていた。この論評は、黄海の海上境界線の問題が平和体制樹立問題で大きな比重をもつことを示すと同時に、「新平和保障体系」に言及したように、北朝鮮がいう平和体制が米国との 2 国間関係で樹立されることを改めて示していた。実際この論評は、平和体制樹立問題で「基本的責任を負っている当事者は米国である」とし、「米国の立場と態度に全的にかかっている」（傍点は引用者）⁹¹と述べていたのである。

したがって、その直後の 12 月 8 日から 10 日、ボスワースが 6 者会談米国側首席代表のソン・キム (Sung Kim) らとともに、オバマの手による金正日宛の親書を携えて再び訪朝したとき、北朝鮮がそれを改めて米国を米朝平和協定に誘導する機会と捉えたのは当然であった。米国もまた、北朝鮮がボスワースに平和協定の締結を提起することを事前に認識していた。実際、クリントン

国務長官はボスワース訪朝について、「過去絶えず議論された問題を追及するであろう。すなわち、(米朝) 関係正常化、停戦協定に代わる平和条約、経済発展のための支援である。これらの全ての問題が議論の対象となる」(括弧内は引用者) と述べていた。いうまでもなく、クリントンがその年の2月のアジア協会での演説で強調したように、それはあくまでも「北朝鮮が完全な形で核兵器開発計画を除去する用意があるなら」という前提の上に立っていた。クリントンは、「北朝鮮は非核化を確約しなければならない。われわれも6者会談の枠内でそうすることが重要であると考え」⁹²と述べていた。

ボスワースは平壤で、姜錫柱外務省第1副相、金桂冠同副相をはじめとする6者会談関係者との会見で6者会談「共同声明」の意義を強調し、北朝鮮に6者会談への復帰を慫慂したが⁹³、北朝鮮が求めたのは、6者会談の復帰以前に米国との間で平和体制樹立について何らかの合意を交わすことであった。ボスワースが訪朝日程を終えた後、北朝鮮外務省代弁人はそこで、「双方は平和協定締結と関係正常化、経済およびエネルギー支援、朝鮮半島の非核化などの広範囲な問題を長時間にわたって真摯かつ虚心坦懐に討議した」⁹⁴と述べたが、『朝鮮新報』によると、北朝鮮側はここで「核保有を生んだ『根源』を完全に除去する過程が先行しなければならない」(傍点は引用者) と強調するとともに、この年の10月初旬に金正日が訪朝した温家宝に対して行った発言とほぼ同様の文言を用いて、「朝米2国間会談の結果に従って6者会談を含む多国間会談に出席することができる」との立場(傍点は引用者) を明らかにしたという。それ以前、金正日が温家宝に示唆したように、「6者会談を含む多国間会談」は平和体制樹立のための「適当な別の話合いの場」を含むと考えられるが、この報道によれば、北朝鮮側はボスワースに対し、「現時点で6者会談を無定型に開いても平和問題が解決されるという保証はない。過去6年間の会談過程がそれを雄弁に語っている」⁹⁵と述べたという。北朝鮮は6者会談という多国間協議の力学に拘束されないよう、米朝間の直接協議がそれ以前に必要と考え、その議題に平和体制樹立問題を据えたのである。

その直後、北朝鮮がその後、黄海上で軍事力行使の可能性を自ら高める措置をとることになった。先に引いたように『労働新聞』は、平和体制が樹立されていたなら、「大青島海戦」はなかったとする論評を掲げていたが、『労働新聞』がそれと同日に掲載した別の論評では、「南朝鮮の反統一勢力ら」が「10・4宣言」に反して「北南対決と北侵戦争の道を公々然と疾走している」と批判し、「挑発者らに対するわれわれの懲罰は限界を知らない無慈悲なものであり、その先端手段でも狙うことのできない断固たる行動で行われるであろう」⁹⁶と述べていた。さらに12月21日、朝鮮人民軍海軍司令部は「わが軍西海上の軍事境界線水域をわれわれの海岸および島砲分隊の平時海上射撃区域に宣布」する代弁人声明⁹⁷を発表した。冒頭に述べた通り、北朝鮮は2000年3月に「西海5島通行秩序」を宣布し、「西海5島」は国連軍の軍事統制下にあるとしながらも、北朝

鮮が引いた「海上軍事境界線」から白翎島など3島と延坪島を往来する二つの水路を認めていた。しかしこの声明によれば、北朝鮮が引いた「海上軍事境界線」よりも北方に位置する水域は二つの水路を含めて、全て「平時海上射撃区域」に属することになる。この声明は、「わが軍の海上射撃区域において全ての漁船とその他の艦船は被害を受けないよう自身の安全対策を自ら立てるべきであろう」とし、韓国に北朝鮮が引いた「海上軍事境界線」を越境しないよう警告していたが、それに韓国側が応じないことも知悉していたであろう。この声明にかかわらず、韓国の漁船、韓国軍艦船が「海上軍事境界線」を北上すれば、北朝鮮海軍は武力行使を強行することになる。

6. 「1・11 平和提案」——6 者会談再開の条件

北朝鮮が平和体制樹立のための対米直接交渉を訴えるなかにあっても、米国はそれに応じようとはしなかった。ボスワース自身、北朝鮮、韓国、米国、中国の「4 者」だけが朝鮮半島における平和体制樹立に取り組む「当事者」であることを確認していた⁹⁸。確かに、「2・13 合意」後の6 者会談の展開をみても、米朝間の2 国間協議なくして6 者会談で合意が成立するのが困難なことは、米国もよく認識していた。このことは韓国も知悉していたであろう。韓国にとっての懸念は、6 者会談「共同声明」と「2・13 合意」に明記された「適当な別の話合いの場」がもたれる前に、北朝鮮が米朝間の平和体制樹立を既成事実化することで、韓国がこの問題で発言力をもてない状況が生まれることであつた。ボスワース訪朝の直前、クリントンが平壤で平和協定の問題が議論されると述べたことについて、韓国外交通商部の文太瑛代弁人は、「一旦米朝對話がうまく進められ、6 者会談が開催されれば、この問題（平和協定）が今後協議されるであろうというもの」（傍点、括弧内は引用者）⁹⁹と述べたが、これは翻れば、平和体制樹立はあくまでも6 者会談の枠内で議論されるべきであり、それに先行する米朝直接協議の議題になってはならないとの姿勢を強調したものであろう。やはり韓国とすれば、柳明桓外交通商部長官が述べた通り、平和体制樹立は「南北と米国、中国の合意が必要」というものであり、そのプロセスは北朝鮮が「非核化」に有効な措置をとることが前提となっていた¹⁰⁰。

2010 年 1 月 11 日、北朝鮮が外務省声明を通じて、平和体制の樹立についての新たな提案を行ったが（以下、「1・11 平和提案」）¹⁰¹、これは北朝鮮が平和体制について米国との直接協議で平和体制の樹立を議論することを望みながらも、米国、韓国、中国が6 者会談で合意された「適当な別の話合いの場」での協議を主張する中、いかにして6 者会談の枠内での協議という体裁を保ちながら、米朝間の平和体制樹立という主張を貫くかという苦慮の産物であつた。「1・11 平和提案」は、「委任により朝鮮戦争勃発の60 周年となる今年に停戦協定を平和協定に換えるための会談を早急に始めることを停戦協定当事国（複数）に丁重に提議する」（傍点、括弧内は引用者）と

述べ、金正日がこの提案に直接関与していることを示唆し、平和体制の樹立を提案した。ここで言及された「停戦協定当事国」は、そこに複数型が用いられていたことをみても、「共同声明」と「2・13合意」で言及された「適当な別の話し合いの場」を念頭に置いたものと考えてよい。

これについて『労働新聞』は、後に掲げた論評でも、「1・11平和提案」は「米国をはじめとする関係各国が納得できるよう、彼らの要求も十分考慮して反映された非常に合理的かつ柔軟性ある発起である」（傍点は引用者）¹⁰²としていた。ここから北朝鮮がこの提案が6者会談の枠組みを温存するとして、参加国の懸念を払拭しようとする意図を読みとることができる。とりわけ、「10・4宣言」が「直接関連する3者または4者の首脳」による「朝鮮戦争終結宣言」に言及したとき、中国が応分の発言力を求め、あるいは、北朝鮮が6者会談の離脱を表明した際、その復帰のために払った中国の外交的努力を考えても、北朝鮮がこの提案の中で6者会談の枠組みを尊重すると言及したとき、その念頭に中国が置かれていたことは確かであろう。一連の声明、論評の中で、「10・4宣言」にみられた「3者もしくは4者」による首脳会談のように、中国の参加を副次的に扱うような文言はなかった。また、「1・11平和提案」の後、駐中朝鮮大使の崔鎮洙は、軍事停戦協定の平和協定への転換における韓国の地位について、韓国は「停戦協定に反対し調印しておらず、現在も反対なのかどうかわからない」、「南朝鮮当局は平和協定会談を開くことに同意するかわからない」¹⁰³と述べ、あえて韓国を排除する発言を控えていた。

しかし他方、「1・11平和提案」は、「9・19共同声明にも平和協定を締結することに関する問題に言及されている」ことを指摘して6者会談の枠組みを尊重する一方で、「朝鮮半島の非核化プロセスを再び軌道に乗せるには、核問題の基本当事者である朝米間の信頼醸成に優先的な注目を払わなければならない」（傍点は引用者）と述べ、「その行動順序をこれまでの6者会談が失敗した教訓に照らし、実践的要求に合わせて繰り上げればよいであろう」（傍点は引用者）と主張していた。北朝鮮の認識において、「朝米間の信頼醸成」が欠如していたことが「6者会談が失敗した教訓」であったとすれば、「核問題の基本当事者」である米朝間の信頼醸成こそ、「朝鮮半島の非核化プロセスを再び軌道に乗せる」上で必要な「実践的要求」となる。そのために平和協定が必要なら、その「当事者」は米朝両国にならざるをえない。そうだとすれば、「1・11平和提案」は「停戦協定当事国」に平和体制樹立を主張していながら、それを「実践的要求に合わせて繰り上げる」ことで、6者会談「共同声明」から離れ、韓国と中国を排除する米朝間の排他的な平和協定を主張していたことになる¹⁰⁴。

この提案は「新平和保障体系」に直接言及していないが、この提案を敷衍した朝鮮中央通信の論評は、「米国でない他の誰も停戦協定を平和協定に換える事業を代わりにすることはできない」¹⁰⁵と述べ、『民主朝鮮』の論評も「この度、わが共和国政府が朝米間の平和協定締結に重大な意味を

付与するに至ったのは、朝米関係の全過程を総括した基礎の上に一つの明確な結論に到達したことに関連している¹⁰⁶とし、あるべき平和協定が米朝平和協定であることを明確に指摘していた。したがって、「1・11 平和提案」とそれに関する一連の論評、談話において「停戦協定当事国」（あるいは「関係各国」）と平和協定締結における「当事者（国）」とは明確に峻別されており、前者が「4者」を指し、後者が米朝両国を指すと考える他ない。

さらに指摘すべきは、「1・11 平和提案」が「停戦協定当事国」を構成する韓国、米国、中国に向けられているものの、「1・11 平和提案」自体も含め、これに関連する声明、論評の中で、「朝鮮戦争終結宣言」に言及したものが皆無であるということである。「1・11 平和提案」が、「10・4 宣言」で合意された「朝鮮戦争終結宣言」という宣言的な措置を起点として、韓国、米国、中国が関与して進展するヒルの「平和プロセス」のような構想を念頭に置いたものとは考えにくい。

「1・11 平和提案」は、6者会談で「停戦協定当事国」が協議をもつことを想定してはいるものの、それが米朝間での平和体制樹立を妨げないというところに最大の眼目があったと考えてよい。そうだとすれば、北朝鮮は6者会談で合意された文書に従って、「非核化」の措置をとることを平和体制樹立の前提とするのではなく、むしろ米朝間の平和体制樹立を「非核化」の措置よりも先行させようとしたことになる。

実際、クローリー（Phillip J. Crowley）国務次官補によれば、「1・11 平和提案」はボスワースがその数週間前に訪朝した際、北朝鮮が伝えてきた内容と共通点をもつという。上述の通り、平壤で北朝鮮側はボスワースに対し、「朝米2国間会談の結果に従って、6者会談を含む多国間会談に出席することができるとの立場」を明らかにしたものの、それには平和体制樹立についての米朝直接協議が先行しなければならないと考えていた。「1・11 平和提案」もこれと同様の意図を盛り込んだものだとすれば、それが「停戦当事国」に向けられたものであったとしても、6者会談に先行して平和体制樹立についての米朝2国間協議をもつことを求めていたことになる。クローリーが「軍事停戦協定に関する交渉の当事者はわれわれだけではない」¹⁰⁷と強調したのは事実上、6者会談に先行する平和体制樹立に関する米朝2国間協議を拒絶したに等しい。ホワイトハウスのギブス（Robert L. Gibbs）報道官もまた、平和体制樹立問題は6者会談で議論できるとし、まず北朝鮮が核放棄の約束を守るべきとして、米朝間の平和体制樹立を「非核化」の措置に先行させる意思がないことを強調した¹⁰⁸。

中国の立場も米国と軌を一にしていた。中国外交部発言人は「1・11 平和提案」について、北朝鮮が6者会談に復帰することの意義を強調し、北朝鮮が訴えた平和体制樹立の部分には論評を避けた¹⁰⁹。「1・11 平和提案」は「10・4 宣言」が平和体制樹立のために「3者もしくは4者」による首脳会談を提唱したほど直截ではなかったものの、中国はその提案が米朝平和協定の締結を

目的にし、再び中国の関与を排除もしくは極小化する意図をもつことを読みとっていた。中国外交部發言人が「1・11 平和提案」の平和体制樹立の部分について論評を避けたのは、無言の不快感の表明と解するべきであろう。韓国もほぼ同様の対応をみせた。韓国外交通商部代弁人の金英善は、平和体制樹立問題は6者会談で合意した「適当な別の話合いの場」で議論することになっていると述べるとともに、「グランド・バーゲン」構想の正当性を強調した¹¹⁰。中国と韓国はともに、「1・11 平和提案」が6者会談の枠組みを尊重していようとも、平和体制樹立に関する米朝直接協議を既成事実化し、それによって6者会談の「適当な別の話合いの場」が米朝平和協定を追認する場となることを懸念していたと考えてよい。

また、「1・11 平和提案」は、2009年5月の第2回核実験に対して国連安保理が決議1874号を採択したことを非難することを忘れてはいなかった。直接の言及を避けたとはいえ、「1・11 平和提案」がいう「制裁という差別と不信が除去されれば、6者会談そのものも直ちに開かれるであろう」と述べたのは、第1回核実験に対して採択された国連安保理決議1718号だけではなく同決議1848号の撤廃を主張したものであろう。事実、後に北朝鮮外務省代弁人は談話で、「信頼がない国同士で衛星発射を問題視したことはない。衛星発射を差別的に問題視した極端な自主権侵害は核実験という自衛的対応についてもそれによる制裁はまた、6者会談の破綻を招くというような不信の悪循環を生んだ」と述べ、「われわれが制裁の帽子をかぶったまま6者会談に出れば、その会談は9・19 共同声明に明示された平等な会談ではなく、『被告』と『判事』の会談になってしまう。われわれの自尊心はそれを決して許さない」¹¹¹と述べていた。「1・11 平和提案」は、2007年7月の朝鮮人民軍板門店代表部代表談話とは異なり、米朝軍事対話に「国連代表」を参加させるような提案は行っていなかったが、米朝直接協議で平和体制樹立を議論し、そこで国連安保理決議の「不当性」を訴えるという点では共通していた。

7. 結語——二つの軍事攻勢の背景

6者会談の元来の目的は朝鮮半島の非核化であるが、北朝鮮がその「核保有」の動機を米国からの脅威としていた以上、北朝鮮にいかなる「安全の保証」を提供するかが議論されたのは当然であった。米国は北朝鮮が核実験を行い「共同声明」に謳われた核放棄に逆行するなか、軍事停戦協定の平和協定への転換を朝鮮半島に固有の「安全の保証」と考え、それを通じて北朝鮮を核放棄に導くことを考えた。それを6者会談の枠内で進める場合、前者については「2・13 合意」、後者については「共同声明」と「2・13 合意」に言及された「適当な別の話合いの場」であった。

もとより、北朝鮮がそれに順応したわけではなかった。2007年7月に発表された朝鮮人民軍板門店代表部代表談話は、北朝鮮が米朝軍事会談を通じて米朝平和協定を既成事実化し、それを「国

連代表」に追認させることを考えた。北朝鮮はそれにより、第1回核実験に対して発動された国連安保理決議第1718号を無力化させようとした。それは明らかに朝鮮半島「非核化」に逆行する内容であったが、何よりも「平和プロセス」を協議する「適当な別の話合いの場」の当事者と手続に明確な合意がなかったことが、北朝鮮に韓国と中国を排した平和体制樹立を提案する余地を残していた。しかも、北朝鮮は韓国が平和体制樹立においてその軍事的当事者であることは認めていたが、韓国がNLLを黄海の海上境界線として固執する姿勢を変えない限り、制度的当事者としては認めないとの認識を示唆していた。

その限りで、2007年10月初旬の「10・3合意」と「10・4宣言」は、朝鮮半島「非核化」プロセスと「平和プロセス」を有機的に関連づける上で大きな意義をもっていた。もとより、「10・4宣言」が、金正日の発案を盛り込んで「朝鮮戦争終結宣言」のために「3者もしくは4者」の首脳会談を開催することと言及したことは中国の反発を招いたが、韓国が平和体制樹立の制度的当事者となりうる可能性を示唆していた。そもそも「朝鮮戦争終結宣言」は、その前年にブッシュが盧武鉉と胡錦濤に提起した構想であり、これが韓国を含む「4者」で発表されれば、韓国が平和体制樹立の当事者と認められることになる。ただし、それは無条件ではなかった。「10・4宣言」では黄海上に「共同漁撈区域」を設置することに合意したが、韓国を平和体制樹立問題で制度的当事者として認めるにはNLLに固執する姿勢を変えなければならないと考えていた北朝鮮は、「共同漁撈区域」の設置をめぐる、やがて韓国をNLLの撤廃に追い込むことができると考えたのであろう。

ところが、「10・4宣言」以降、平和体制樹立問題全体でNLLが占める比重について、南北間に大きな認識の相違があることが露呈された。南北国防長官会談でもみられたように、盧武鉉政権の韓国はNLLを堅持しつつ、それを拠点として同面積で共同漁撈区域を設定することを提案しながらも、平和体制の樹立は可能と考えていた。しかし北朝鮮は、韓国側がNLLを撤廃することが平和体制樹立において韓国が制度的当事者となる条件と考えていた。したがって、李明博政権が公式にNLLを堅持する立場を明らかにしてから、北朝鮮は平和体制樹立の制度的当事者とは認めない姿勢を明らかにし、再び公然と米朝間の平和体制樹立を主張することになった。このように、北朝鮮の認識において黄海の海上境界線の問題は平和体制樹立問題全体で核心的部分を占めていた。北朝鮮は韓国がNLLに固執する限り、この問題の制度的当事者として認めることはないであろう。

さらに、米朝関係が「10・3合意」に言及された「全ての核計画の完全で正確な申告」をめぐる紛糾し、その間成立した李明博政権が平和体制樹立よりも「10・3合意」による「非核化」措置の優先を主張したことで、「10・4宣言」に謳われた「朝鮮戦争終結宣言」は後退していった。

その後、北朝鮮は南北対話を事実上断絶するとともに、米国に向けて米朝平和協定の締結を公然と呼びかけることになった。南北首脳会談後、対米協議に傾斜していく姿勢は、2000年6月に金正日と金大中の間の南北首脳会談がもたれた後、同年10月に趙明禄次帥（国防委員会副委員長）を米国に送り、クリントン大統領との間で米朝「共同コミュニケ」（2000年10月10日）を採択した過程を想起させる¹¹²。北朝鮮が平和体制樹立問題で対米直接協議を望んでいたことは明らかであるが、今日の状況が2000年時期と大きく異なるのは、6者会談という多国間協議の枠組みが存在している点にある。それにもかかわらず、北朝鮮は6者会談の拘束なく、対米直接協議を試みた。2009年4月のミサイル発射と5月の第2回核実験は、そのような「対米正面突破」の試みに他ならなかったのである。

北朝鮮の「対米正面突破」を修正に導いたのは、米国の「戦略的忍耐」と6者会談を再開することで平和体制樹立問題への発言力を求める中国との「大国間の協調」であった。北朝鮮は2009年秋から再び6者会談に復帰する意志を示唆するが、依然として米朝間の排他的な平和協定を望んでいたことは明らかであった。2009年11月の「大青島海戦」も、同年1月の「北南朝鮮間の政治・軍事的対立状態の解消と関連した合意事項の無効化」を宣言した祖国平和統一委員会声明を受けての軍事攻勢であり、韓国が平和体制樹立の制度的当事者にはなりえないという認識を誇示する形となった。この時期の北朝鮮は、米中「大国間の協調」が作用する形で6者会談への復帰を示唆しつつも、黄海上の軍事攻勢を通じて平和体制樹立問題を米朝関係を主軸に展開させることを試みていたといつてよい。

「1・11 平和提案」もまた、このような視点から考えられなければならない。この提案は「停戦当事国」に向けられ、6者会談で合意された平和体制樹立のための「適当な話し合いの場」を念頭に置いたものであった。そこには、議長国として6者会談の再開を望み、平和体制樹立問題においても中国に対する一定の配慮をみることができる。しかし他方、この提案は「停戦当事国」と平和協定の「当事者」を峻別し、事実上米朝平和協定の締結を訴えるものであった。この提案は「10・4 合意」に言及された「3者もしくは4者」ほどは直截ではないものの、中国の参加を副次的に位置づけることには大きな変化はなく、また、当面韓国の発言力を排除するにおいては、「大青島海戦」を予告するかのようによ発表された「北南朝鮮間の政治・軍事的対立状態の解消と関連した合意事項の無効化」を宣言した祖国平和統一委員会声明とも共通していた。このように、北朝鮮による黄海上の軍事攻勢と平和攻勢はともに、平和体制樹立についての対米直接協議の実現という共通の目的をもっていた。北朝鮮が黄海上で軍事攻勢を示唆する声明にも、「1・11 平和提案」のような平和攻勢にも、「委任により」という金正日の関与を示唆する文言が用いられていたことは、軍事攻勢、平和攻勢も金正日を頂点とする判断が介在していたことを示している。

周知の通り、2010年3月末、韓国海軍哨戒艦「天安」が撃沈され、同年11月には延坪島砲撃事件が起きた。これら二つの北朝鮮の軍事攻勢に後継者問題が作用していることは否定しないが、「天安」の撃沈は2009年末の「海上軍事境界線」よりも北方の水域を全て「平時海上射撃区域」とした朝鮮人民軍海軍司令部代弁人談話を実践に移した形となっていた。また、延坪島砲撃事件を前後して、北朝鮮はNLLの撤廃を主張し、米国との平和協定の締結を主張していた。これら二つの軍事攻勢も、本稿が考察した文脈で考察されるべきであろう。

— 注 —

- ¹ この見解の詳細については、拙稿「6者会談と韓半島平和体制樹立問題の展望——『安全の保証』の局地・地域的次元」『北韓学研究』（創刊号、2005年12月、韓国文）を参照。See also, Hideya Kurata, “A Conceptual Analysis of the Six-Party Talks: Building Peace through Security Assurances,” *Asian Security*, Vol. 3, No. 1 (2007). 以下、6者会談「共同声明」からの引用は、Sean N. McCormack, “Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks, Beijing, September 19, 2005” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2005/53400.htm>> による。また、「南北基本合意書」からの引用は、*Intra-Korean Agreements*, Seoul, National Unification Board. October 1992 による。
- ² これとほぼ同様の見解に立って、「第1次延坪海戦」、「第2次延坪海戦」を考察したものとして、See, Narushige Michishita, *North Korea's Military-Diplomatic Campaigns: 1966-2008*, London and New York: Routledge, 2009, pp. 138-162. また、「新平和保障体系」提案についての詳細は、See, Hideya Kurata, “The International Context of North Korea's Proposal for a ‘New Peace Arrangement: Issues after the US-DPRK Nuclear Accord,’” *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol. VII, No. 1 (Summer 1995). なお、4者会談における「南北基本合意書」の意義を考察したものとして、拙稿「朝鮮半島平和体制樹立問題と中国——北東アジア地域安全保障と『多国外交』」高木誠一郎編『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』、日本国際問題研究所、2000年を参照されたい。
- ³ この詳細については、拙稿「6者会談と盧武鉉政権の『包括的アプローチ』——多国間協議の重層化と局地的利益の表出」『国際問題』第561号(2007年5月、電子版)、25頁を参照。See also, Glenn Kessler, *The Confidante: Condoleezza Rice and the Creation of the Bush Legacy*, New York: St. Martin Press, 2007, p. 84.
- ⁴ 前掲、拙稿「6者会談と盧武鉉政権の『包括的アプローチ』」、24～25頁。
- ⁵ 以下、「2・13合意」からの引用は、“North Korea— Denuclearization Action Plan, Washington DC, February 13, 2007” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/february/80479.htm>> による。
- ⁶ “Christopher R. Hill, Assistant Secretary for East Asian and Pacific Affairs; Head of the U.S. Delegation to the Six-Party Talks, Briefing on His Recent Travel to the Region and the Six-Party Talks, Washington DC, June 25, 2007” <<http://www.state.gov/p/eap/rls/rm/2007/87332.htm>>.
- ⁷ 以下、この談話からの引用はすべて、「朝鮮人民軍板門店代表部代表談話」『民主朝鮮』2007年7月14日による。
- ⁸ 『朝日新聞』2007年7月12日。
- ⁹ Alexander Vershbow, “Prospect for U.S. -North Korea Normalization and a Peace Regime in Northeast Asia, Remarks to Ground of Reconciliation & Coexistence, Hwagyesa Temple, Seoul, July 11, 2007” <<http://www.usembassy.gov/utills/eprintpage.html>>.
- ¹⁰ 朝鮮人民軍板門店代表部による「朝米軍事共同機構」の設立提案については、前掲拙稿「朝鮮半島平和体制樹

- 立問題と中国」、223頁を参照。なお、「3軍共同委員会」の設立提案については、拙稿「南北首脳会談後の平和体制樹立問題——制度的措置と軍事的措置の交錯」小此木政夫編『危機の朝鮮半島』、慶應義塾大学出版会、2006年、48頁、同「朝鮮半島平和体制樹立問題の局地的構造——南北首脳会談後の軍事停戦体制の展望」『季報国際情勢』第72号（2001年7月）、111頁を参照。
- ¹¹ 軍事論評員「民族の頭上に戦争の惨禍を被らせる『北方限界線』の真相を論じる」『労働新聞』2007年6月25日。以下、この論評からの引用はこの文献による。なお、引用文中に言及された軍事停戦協定の条文は引用文のまま記述する。さらに『労働新聞』は、国連軍司令部の解体を求める朝鮮平和擁護全国民族委員会代弁人談話を掲載していた（「平和擁護委代弁人談話『国連軍司令部』は早急に解体されなければならない」『労働新聞』2007年6月30日）。
- ¹² 「（平壤7月24日発朝鮮中央通信）第6次南北将領級軍事会談が開かれた」『民主朝鮮』2007年7月25日。以下、第6次南北将官級軍事会談に関する報道はこの文献による。なお、この会談の成立経緯については、拙稿「北朝鮮の核問題と南北将官級軍事会談——新たな将官級会談の属性と限界」『季報国際情勢』第75号（2005年2月）を参照。
- ¹³ 「第2次南北頂上会談開催合意——盧大統領 8. 28～30日平壤訪問、金委員長と頂上会談（2007-8-8）」〈http://www.cwd.go.kr/archive/popup_archive_print.php?meta_id=news_data&id=dataid...〉。
- ¹⁴ 「盧武鉉大統領の平壤訪問に関する合意書」『労働新聞』2007年8月9日。韓国側の報道文は、「第2次南北頂上会談開催に関する記者会見（8. 8）」を参照。
- ¹⁵ 「経済と平和が善循環する新しい道開かなければ——8.28 頂上会談、南北関係の実質的進展に主力（2007-8-10）」〈http://www.cwd.go.kr/archive/popup_archive_print.php?meta_id=inter_...〉。
- ¹⁶ “Remarks by President Bush and President Roh of South Korea in Photo Opportunity, InterContinental Sydney, Sydney, Australia, September 7, 2007”〈<http://www.state.gov/p/eap/rls/rm/2007/9842.htm>〉。以下、シドニーでのAPECを機にもたれた米韓首脳会談からの引用は、この文献による。See also, Seung Joo Baek, “Declaration of the End of War on the Korean Peninsula and Peace Mechanism,” *Korea and World Affairs*, Vol. XXXIII, No. 2 (Summer 2009), pp. 236-237.
- ¹⁷ 「韓国戦終結平和協定署名する——豪州 APEC 韓米頂上会談（2007-09-07）」〈http://www.cwd.go.kr/archive/popup_archive_print.php?meta_id=diplomacy_2007_09...〉。
- ¹⁸ 「‘青瓦台工作説’根拠がなければ処罰しなければ——盧大統領、‘原則なき機会主義者との争いには関心ない」（2007-09-11）」〈http://www.cwd.go.kr/archive/popup_archive_print.php?meta_id=news_data&id=1c24...〉。
- ¹⁹ Philip Zelikow, “The Plan That Moved Pyongyang,” *Washington Post*, February 20, 2007.
- ²⁰ Office of the Spokesman, “Media Note, Washington, DC, October 3, 2007, Six-Party Talks— Second-Phase Actions for the Implementation of the September 2005 Joint Statement”〈<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/oct/93217.htm>〉。
- ²¹ 「建軍第59周年国軍の日記念式演説（2007年10月1日）」『盧武鉉大統領演説文集（第5巻）』ソウル、大統領秘書室、2008年、505頁。
- ²² 「ソウル出発対国民挨拶（2007年10月2日）」、同上、508頁。
- ²³ 以下、「10・4宣言」からの引用は原則として、「北南関係改善と民族繁栄のための宣言」『労働新聞』2007年10月5日による。ただし、南北間で表記の相違がみられるとき、韓国側の表記は括弧内に記す。なお、韓国側による発表文は、「南北関係改善と民族繁栄のための宣言——‘西海平和協力特別地帯’‘終戦宣言’推進等合意（2007-10-4）」〈http://www.cwd.go.kr/cwd/kr/archive/popup_archive_print.php?meta_id=inter_korean_summi...〉による。
- ²⁴ 「対国民報告（2007年10月4日）」前掲、『盧武鉉大統領演説文集（第5巻）』、526頁。
- ²⁵ 「ハンギョレ・釜山国際シンポジウム基調演説（2007年11月13日）」同上、703頁。
- ²⁶ “Press Briefing by Dana Perino, James S. Brady Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, October 5, 2007”〈<http://georgebush-whitehouse.archives.gov/news/release/2007/10/print/20071005-4...>〉。

- ²⁷ “Press Briefing by Dana Perino, James S. Brady Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, October 10, 2007”<http://georgebush-whitehouse.archives.gov/news/release/2007/10/print/20071010.html>.
- ²⁸ 「盧武鉉大統領と本社主筆の一問一答」『朝日新聞』2007年11月3日。
- ²⁹ 「聯合」2007年10月13日。
- ³⁰ 「終戦宣言——誰が何時如何に」大韓民国政策ポータルhttp://www.korea.kr/newsWeb/appmanager/portal/news2?_nfpb=true&portlet_。なお、「3者もしくは4者」による首脳会談という構想が、6者会談を主管する外交通商部との間で共有されていたとは考えにくい。宋旻淳外交通商部長は平和体制樹立について、南北当事者が主導的な役割を果たし、米中両国が「適切な役割」を果たすことになると展望した。これについては、「韓半島平和体制構築のためのヴィジョンと課題——外交安保研究院主催セミナー、外交通商部長基調演説(2007.10.26)」<http://sub.mofa.go.kr/webmodule/htboard/hdb/hbdread.jsp?typeID=9&boardid=749&seqno=...>を参照。
- ³¹ これについての詳細は、拙稿「米中『大國間協調』としての朝鮮半島6者会談——核不拡散政策と地域安全保障の交錯」天兒慧・三船恵美編『膨張する中国の対外関係——パクス・シニカと周辺国』、勁草書房、2010年、173～174頁を参照されたい。
- ³² “Proceedings of the Asia 2012: Security Challenges and Opportunities for Development, Sponsored by the American Enterprise Institute for Public Policy Research, October 23, 2007”https://www.eai.org/include/event_print.asp?eventID=1591; see also, Alexander Vershbow, “A Peace Regime on the Korean Peninsula; the Way Ahead, Remarks to the IFANS Special Seminar on ‘Peace Regime on the Korean Peninsula: Visions and Tasks’ Seoul, October 26, 2007”<http://www.usembassy.gov/utills/eprintpage.html>.
- ³³ ペク・ムンギョ「朝鮮半島の平和保障は時代の差し迫った要求」『労働新聞』2007年11月25日。
- ³⁴ 「10・4宣言」を受けて北朝鮮で刊行された文献には、「停戦体制を終息させ、恒久的な平和体制を構築していく上で、基本的当事者はあくまでも米国であるが、南朝鮮もそれに協力する義務がある。それは停戦体制が終息され、恒久的な平和体制が保障されることが、北と南に等しく利益を与えることと関連しているが、過去南朝鮮も間接的とはいえ、停戦協定の一定の拘束を受けているからである」との記述があった。これについては、『自主統一、平和繁栄のためのわが民族の課題』平壤、平壤出版社、2008年、120～121頁。
- ³⁵ 註(24)、527頁。および、「2007南北頂上会談合意解説資料」ソウル、南北頂上会談準備企画団、2007年10月4日、13～14頁。
- ³⁶ 註(24)、527頁。
- ³⁷ 白鍾天「南北関係発展と平和繁栄のための宣言——主要内容と意味」『世宗政策研究』第5号第1号(2009年)、107頁。
- ³⁸ 『国防日報』2007年10月18日。なお、金章洙の発言に続き、国会では韓国軍首脳がNLLを海上軍事境界線として強調する発言が相次いだ。海軍参謀総長の宋永茂は、黄海上の共同漁撈水域の設置はNLLの撤廃を意味しないと発言し(『国防日報』2007年10月19日)、空軍参謀総長の金銀基もまた、NLLを中心とする防空任務を遂行すると述べた(『国防日報』2007年10月24日)。
- ³⁹ 「朝鮮人民軍海軍司令部報道」『民主朝鮮』2007年10月23日。
- ⁴⁰ 「会談合意書」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2007年11月、10～11頁。および、「第2次南北国防長官会談合意書解説資料」ソウル、国防部、2007年11月29日。『労働新聞』、『民主朝鮮』には、第2回南北国防長官会談の合意書は掲載されていない。上の文献は、在日本朝鮮人総聯合会の機関紙『朝鮮新報』が掲載した朝鮮文の合意書を邦訳したものである。なお、この南北国防長官会談は2000年6月の金大中と金正日間の南北首脳会談の後、済州島で第1回会談がもたれながら途絶した南北国防長官会談を引き継ぎ、第2回南北国防長官会談と呼ばれた。
- ⁴¹ 『国防日報』2007年11月29日。
- ⁴² 「(平壤12月12日発朝鮮中央通信)第7次南北将領級軍事会談が開かれた」『民主朝鮮』2007年12月13日。キム・チャンヒ「盧武鉉政権の平和繁栄政策と第2次南北頂上会談」韓国統一戦略学会編『盧武鉉政権対北政

- 策の評価』ソウル、イギョン、2008年、169～170頁も併せて参照。
- ⁴³ 『一流国家大韓民国』ソウル、ハンナラ党、ブックマーク、2007年、196～197頁。以下、「非核・開放・3000」構想からの引用は、この文献による。
- ⁴⁴ 北朝鮮の李會昌批判については、その代表的なものとして、ユン・ソンシク「売国逆敵の権力野望を解剖してみる」『労働新聞』2007年12月14日。「売国逆敵李會昌の罪悪に満ちた行状を告発する——祖国統一研究院告発状」『民主朝鮮』2007年12月11日を挙げておく。
- ⁴⁵ 「李明博候補在郷軍人会演説文 2007-11-08」〈http://www.hannara.or.kr/hannara2/common/print_page_name...〉。
- ⁴⁶ 「李当選者一問一答」『東亜日報』2007年12月21日。
- ⁴⁷ 「第17代大統領就任辞（2008.2.25）」『李明博大統領演説文集（第1巻）』ソウル、大統領室、2009年、44頁。
- ⁴⁸ 『労働新聞』『朝鮮人民軍』『青年前衛』3紙共同社説——共和国創建60周年を迎える今年の歴史に刻まれる歴史的転機の年として輝かせよう『労働新聞』2008年1月1日。
- ⁴⁹ キム・ヘソン「朝鮮半島に平和体制を構築することは現実の切迫した要求」『労働新聞』2008年1月26日。
- ⁵⁰ 「第272回国会（臨時会）国防委員会会議録」ソウル、国会事務処、2008年、4～11頁。
- ⁵¹ 「南朝鮮好戦狂らは軽挙妄動してはならない——朝鮮人民軍海軍司令部代弁人談話」『民主朝鮮』2008年3月29日。
- ⁵² 「北南将領級軍事会談わが側代表団団長が南側代表団首席代表に通知文を送った」『民主朝鮮』2008年3月30日。
- ⁵³ 評論員「南朝鮮当局が反北対決で得るものは破滅だけである」『労働新聞』2008年4月1日。
- ⁵⁴ 「朝鮮人民軍海軍司令部報道」『民主朝鮮』2008年4月4日。
- ⁵⁵ 「わが軍隊は空言を吐かない——北南将領級軍事会談わが側代表団団長、南側代表団首席代表に通知文を送った」『民主朝鮮』2008年4月4日。
- ⁵⁶ 「朴宜春外務相が米国務省次官補一行と会った」『民主朝鮮』2007年12月5日。ブッシュの金正日宛の書簡が、北朝鮮に「申告」を促す内容であったことについては、後にホワイトハウス報道官が明らかにしている。See, “Press Briefing by Dana Perino, James S. Brady Press Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, December 6, 2007” 〈<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2007/12/print/20071206-11.html>〉; see also, Helene Cooper, “A New Bush Tack on North Korea,” *New York Times*, December 7, 2007.
- ⁵⁷ Glenn Kessler, “N. Korea Offers Evidence to Rebut Uranium Claims,” *Washington Post*, November 10, 2007.
- ⁵⁸ Glenn Kessler, “Uranium Traces Found on N. Korean Tubes: Discovery Appears to Clash with Pyongyang’s Denial Secret Nuclear Program,” *Washington Post*, December 21, 2007.
- ⁵⁹ 「外務省代弁人6者会談10.3合意の履行問題に言及」〈<http://kcna.co.jp/calender/2008/01/01-05/2008-0104-017.html>〉。
- ⁶⁰ “Press Briefing by Tony Fratto, James S. Brady Press Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, January 4, 2008”〈<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2008/01/20080104-3.html>〉。
- ⁶¹ ペク・ムンギョ「『強硬政策』はわれわれには通じない——米国の義務履行相当に遅延」『労働新聞』2008年3月5日。
- ⁶² “Press Briefing by National Security Advisor Stephen Hadley, James S. Brady Press Briefing Room, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, June 26, 2008”〈<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2008/06/20080626-12.html>〉。
- ⁶³ “Statement by the Press Secretary on North Korea, For Immediate Release, Office of the Press Secretary, June 26, 2008”〈<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2008/06/20080626.html>〉。
- ⁶⁴ リ・ヒョンド「平和協定締結は時代の切実な要求」『労働新聞』2008年7月28日。

- ⁶⁵ Statement of Christopher R. Hill, Assistant Secretary of State, Bureau of East Asia and Pacific Affairs, U.S. Department of State, Senate Committee on Armed Service, June 31, 2008, p. 5.
- ⁶⁶ “Press Communique of the Heads of Delegation Meeting of the Sixth Round of the Six-Party Talks, Beijing, July 12, 2008”http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/n_korea/6party/press0807.html.
- ⁶⁷ “Daily Press Briefing, Gonzalo R. Gallegos, Acting Deputy Spokesman, Washington, DC, August 7, 2008”<http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2008/aug/107990.htm>.
- ⁶⁸ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2008年8月28日。
- ⁶⁹ “Press Release: Special Briefing On North Korea, Sean McCormack, Spokesman, Opening Statement, October 11, 2008, Washington, D.C., October 12, 2008”<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110926.htm>.
- ⁷⁰ 「ブッシュ政権に提供された『最後の機会』——米国務省次官補朝鮮訪問、『政策転換意思』をめぐる協商」『朝鮮新報』2008年10月6日。
- ⁷¹ “Fact Sheet: Office of the Spokesman, Washington, DC, October 11, 2008, U.S.-North Korea Understandings on Verification”<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110924.htm>.
- ⁷² なお、この時期の検証をめぐる問題の詳細については技術的な側面を含め、別稿にて論じる予定があるためここでは割愛する。
- ⁷³ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2009年1月14日。
- ⁷⁴ ペク・ムンギョ「米国は朝鮮半島の平和保障で責任ある態度をとらなければならない」『労働新聞』2009年1月15日。
- ⁷⁵ 「祖国平和統一委員会声明」『民主朝鮮』2009年1月30日。なお、その翌日に掲載された『労働新聞』の論評は、「南朝鮮当局は歴史的な両南北共同宣言を全面否定して白紙に戻すことによって民族共同の合意を完全に踏み躪り、北南関係を最早戻すことが困難な先鋭な状態に追い込んだ」として、金大中と金正日間の「南北共同宣言」と並んで、「10・4宣言」も「無効化」の対象となることを示唆していた。これについては、シム・チョルヨン「歴史と民族は逆逆者を許さないであろう」『労働新聞』2009年1月31日を参照。
- ⁷⁶ “Stephan Bosworth on the Korean Conflict”http://www.endthekoreanwar.org/index.php?option=com_content&view=article&id=9:stephen-bosworth-on-the-korean-conflict&catid=....
- ⁷⁷ “U.S.-Asia Relations: Indispensable to Our Future, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, Remarks at the Asia Society, New York, New York, February 13, 2009”<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/02/117333.htm>.
- ⁷⁸ 北朝鮮が6者会談の離脱を表明した経緯について、その詳細に触れることはできない。これについてはさしあたり、拙稿「核実験後の朝鮮半島」（日本国際問題研究所ホームページ「コラム」2009年8月9日）http://www.jiia.or.jp/column/200908/10-Kurata_Hideya.htmlを参照されたい。
- ⁷⁹ “Joint Press Availability with Secretary of the Treasury Timothy Geithner, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, Secretary of the Treasury Timothy Geithner, Eisenhower Executive Office Building, Washington, DC, July 28, 2009”<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/july/126600.htm>; see also, “Closing Remarks for U.S.-China Strategic and Economic Dialogue, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, Bureau of Public Affairs, Secretary of the Treasury Timothy Geithner, Chinese State Councilor Dai Bingguo, and Chinese Vice Premier Wang Qishan, Eisenhower Executive Office Building, Washington, DC, July 28, 2009”<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/july/126599.htm>. 拙稿「オバマ政権の北朝鮮政策——『大国間の協調』と米朝関係の相剋」『東亜』第509号（2009年11月）、32頁。
- ⁸⁰ 「第64周年光復節慶祝辞演説（2009.8.15）」『李明博大統領演説文集（第2巻）』ソウル、大統領室、2010年、363頁。
- ⁸¹ 「米国訪問CFR・KS・AS共同主催午餐演説（2009.9.21）」同上、432～433頁。なお、李明博の「グランド・バーゲン」は、かつてオハンロン（Michael O’Hanlon）とモチヅキ（Mike Mochizuki）が2003年に発行した著書で明らした構想と同名となっている。彼らはここで、南北間の通常兵力の削減を北朝鮮の内部変革に結びつけることを提唱していた。李明博の「グランド・バーゲン」は、オハンロンらのそれとほぼ同様の内容

- をもつと考えられる。See, Michael O' Hanlon and Mike Mochizuki, *Crisis of the Korean Peninsula: How to Deal with Nuclear North Korea*, Washington DC: McGraw Hill, 2003.
- ⁸² 「民主平和統一諮問会議第13期地域会議開会辞（書面）（2009.9.22）」前掲、『李明博大統領演説文集（第2巻）』、480頁。
- ⁸³ 「胡錦濤向金正日致信函——胡錦濤在信中表示、中国党和政府高度重視中朝關係、始終把中朝友誼視為兩党、両国和両国人民的宝貴財富——金正日会見戴秉国」『人民日報』2009年9月19日。ただし、金正日の発言に関する北朝鮮側の報道にはそのような記述はない（「偉大なる領導者金正日同志が中華人民共和国主席胡錦濤同志の特使と接見された」『民主朝鮮』2009年9月19日）。
- ⁸⁴ 「朝鮮民主主義人民共和国内閣総理金英逸内閣総理と中華人民共和国國務院総理温家宝同志、会談進行」『民主朝鮮』2009年10月5日。
- ⁸⁵ 「加強睦隣友好、促進地区和平——楊潔篪外長談温家宝総理訪問朝鮮有關狀況」『人民日報』2009年10月7日。および、「偉大なる領導者金正日同志が中華人民共和国國務院総理温家宝同志の宿所を訪問された」『民主朝鮮』2009年10月6日。ただし以下、温家宝に対する金正日の発言は『民主朝鮮』からの引用とする。また、温家宝はその後間もなく訪韓したが、そこでの記者会見でも平壤で北朝鮮側が「6者会談に反対しないと表明」し、「2者間、多国間の対話を通じて関連する問題を解決していく」との立場を明らかにしたことを紹介していた（「温家宝就朝鮮半島核問題答記者問——希望各方抓住機遇重啓六方会談」『人民日報』2009年10月11日）。
- ⁸⁶ 「朝鮮民主主義人民共和国政府と中華人民共和国政府間の協定、合意文獻に調印」『民主朝鮮』2009年10月5日。
- ⁸⁷ 「金正日総書記の言葉（朝鮮中央放送、8月31日報道）」『RP北朝鮮政策動向』第433号（2009年第11号、9月25日発行）、7頁。
- ⁸⁸ キム・ジョンソン「朝鮮半島核問題を生んだ張本人は米国である」『労働新聞』2009年10月14日。
- ⁸⁹ 「民族の志向に逆行する者たちは高い対価を払うことになるであろう——北南将官級軍事会談わが側代表団団長、南側にわが軍隊の原則的立場を通告」『民主朝鮮』2009年11月14日。
- ⁹⁰ リ・ヒョンド「幽霊『司令部』は解体されなければならない」『労働新聞』2009年11月16日。
- ⁹¹ キム・ジョンソン「平和保障体系樹立が急務である」『労働新聞』2009年11月23日。
- ⁹² “Interview With Indira Lakshman of Bloomberg Radio, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, U.S. Embassy, Kabul, Afghanistan, November 19, 2009”<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/11/132181.htm>。
- ⁹³ “Briefing on Recent Travel to North Korea, Stephen W. Bosworth, Special Representative for North Korea Policy, Washington, DC, December 16, 2009”<http://www.state.gov/p/eap/rls/m/2009/12/133718.htm>。
- ⁹⁴ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2009年12月12日。
- ⁹⁵ 「朝米対話、合理的な解決方途探し——原則は核保有の根源の除去過程を先行」『朝鮮新報』2009年12月11日。
- ⁹⁶ オム・イルギョ「朝鮮半島情勢を激化させる無謀な妄動」『労働新聞』2009年11月23日。
- ⁹⁷ 「わが軍隊はわれわれが設定した朝鮮西海海上軍事分界線を物理的力で守護していくであろう——朝鮮人民軍海軍司令部代弁人声明」『民主朝鮮』2009年12月22日。
- ⁹⁸ “Press Availability after Meeting at Ministry of Foreign Affairs ad Trade, Stephen W. Bosworth, Special Representative for North Korea Policy, Seoul, South Korea, December 10, 2009”<http://www.state.gov/p/eap/rls/m/2009/12/133380.htm>。
- ⁹⁹ 「代弁人定例ブリーフィング（2009.11.23 14:00 文太瑛代弁人）」<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boarddid=23..?>
- ¹⁰⁰ 「聯合」2009年12月2日。
- ¹⁰¹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2010年1月12日。以下、この外務省声明からの引用はこの文献による。

- ¹⁰² リ・ギョンス「至極合理的で公明正大な提案」『労働新聞』2010年1月19日。
- ¹⁰³ 『平和協定会談形式決定を米国に要請』——中国、ロシア駐在大使会見『朝鮮新報』2010年1月15日を参照。この記者会見については『労働新聞』が報道しているが、上記の崔鎮洙の発言については言及していない。参考までに、この記者会見についての『労働新聞』報道は以下を参照されたい。「平和協定が締結されれば、朝鮮半島非核化を早い速度で動かすことになるであろう——中国駐在わが国特命全権大使が記者会見」『労働新聞』2010年1月17日。
- ¹⁰⁴ キム・ジョンソン「平和協定締結は朝鮮半島非核化の急務」『労働新聞』2010年2月2日。
- ¹⁰⁵ 朝鮮中央通信「平和協定締結は冷戦の最後の遺物を清算するための世紀的決断」『労働新聞』2010年1月19日。
- ¹⁰⁶ ナム・チョンユン「朝米関係の根本問題に着手するときだ」『民主朝鮮』2010年1月16日。韓国を「停戦当事国」に含むことを示唆した崔鎮洙も、「朝鮮と米国が平和会談問題の解決のために協議のテーブルに出るのがよいようだ」と述べていた（註(103)の『朝鮮新報』記事を参照）。
- ¹⁰⁷ “Philip J. Crowley, Assistant Secretary, Daily Press Briefing, Washington, DC, January 11, 2010” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2010/01/135059.htm>>.
- ¹⁰⁸ “Briefing by White House Press Secretary Robert Gibbs, For Immediate Release, January 11, 2010, James S. Brady Press Briefing Room” <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/briefingwhite-house-press-secretary-robert-gibbs-11110>>.
- ¹⁰⁹ 「外交部举行例行记者会」『人民日報』2010年1月13日。
- ¹¹⁰ 「北韓外務省声明（10.1.11）に対する代弁人論評」 <<http://www.mofat.go.kr/press/pressinformation/index.jsp>>.
- ¹¹¹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2010年1月19日。なお1月21日、金永南最高人民会議常任委員長は、訪朝したイタリア議員団との会談で6者会談に復帰する条件として、①米国や中国との平和条約締結交渉、②「安全の保証」に関する米国との2国間協議、③経済制裁の解除の3つを挙げ、これら全てが満たされれば6者会談に復帰したいと述べたという（『日本経済新聞』2010年1月23日）。
- ¹¹² この詳細については、拙稿「南北首脳会談と『大国間の協調』——朝鮮問題多国間協議の成立要件」森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障』、日本国際問題研究所、2003年を参照されたい。